

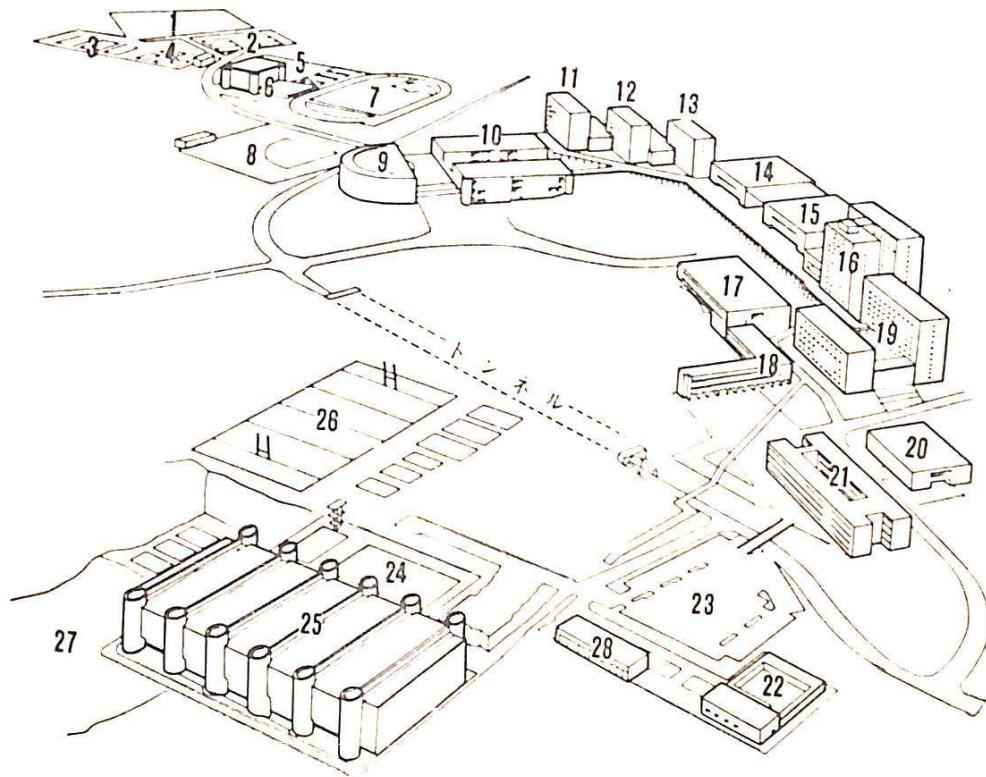
曹法大中

第 4 号



1977. 4 (51年)

中央大学法曹会



- | | |
|---------------|--------------|
| 1 サッカー場 | 15 図書館 |
| 2 テニス場 | 16 研究棟 |
| 3 ハンドボール場 | 17 本部棟 |
| 4 テニス場 | 18 福利厚生棟 |
| 5 一般学生用フィールド場 | 19 文学部総合棟 |
| 6 第2体育館 | 20 エネルギープラント |
| 7 陸上競技場 | 21 学生関係施設 |
| 8 野球場 | 22 弓道場 |
| 9 大大教室棟 | 23 駐車場 |
| 10 大教室棟 | 24 プール |
| 11 経済学部棟 | 25 第1体育館 |
| 12 法学部棟 | 26 ラグビー場 |
| 13 商学部棟 | 27 馬場 |
| 14 食堂棟 | 28 サークル別棟 |

中大法曹 第四号目次

表紙題字 小池金市

表紙写真 中大多摩校舎

会報第四号の発刊に当つて	幹事長 小池 金市	1
中大法曹会と中央大学	中央大学学員会会长 谷村 唯一郎	6
多摩校舎について	中央大学理事長総長職務代行 渋谷 健一	9
大学の近況（教学の立場から）	中央大学学長 戸田 修三	15
日弁連会長就任にあたつて	日本弁護士連合会会長 宮田 光秀	20
学員会会則ならびに諸規程改正について	中央大学学員会会則等改正委員会委員長 龍前 茂三郎	22
学校法人中央大学基本規定（寄附行為）検討委員会報告	検討委員会委員 木戸口 久治	28
中大創立九〇周年記念事業募金現況報告	募金特別委員会委員長 入江 正男	36
夢	大前邦道	38
法学教育と法律実務の谷間	寺西輝泰	39
入試数学と論理性	木田泰生	40
大学問題特別委員会活動	木間郁生	41
学生の頃から考えていたこと	野田雄生	42
司法試験雑感	経崇	43
学員のための学員会館の展望	里明	44
中央大学済美会の学員会支部結成について	大家保	45
中央大学法曹会会則	松内鈴	47
中央大学法曹会事務局規程	西野	50

会員の請求による臨時総会召集規程

幹事候補者選出規程

中央大学法曹会役員委員等名簿

中央大学法曹会会員名簿

あとがき

会報編集委員会委員長 内山 弘

弘

100 58 52 51 51

会報第四号の発刊に当つて



幹事長 小池金市

一、中央大学法曹会が昭和二六年に創立されてから、五一年度は満二十五周年に當る。本会も母校の司法試験合格者の増加につれ会員数が多くなり、今や二千人近くなつた。學員支部としても有力な南甲クラブ、国会白門会、体育会各支部その他支部と共に母校を支える責任の重みを感じる今日である。

二、本会は年一回の定期総会の外、幹事会、常任幹事会により会務の運営をする外、大学問題特別委員会、人事委員会、会報編集委員会、募金委員会その他年末設置した大学会館問題委員会と五つの委員会があり、極めて活発な活動をしている。私が何かの長に選任されると色々と仕事を考えてそれを強行する悪い癖があるので、スタッフの方々にはいつも御迷惑をかけて恐縮するが、今年度も随分と副幹事長、事務局長初め委員長以下各委員の方々に御無理をお願いした。それにも拘らず非常に積極的且つ熱心に事を処理して頂いて、かなりの効果をあげて下さったことは誠に有難く、この誌上をかりて改めて感謝の意を表したい。

今年度は当初の幹事会で、創立九〇周年記念事業寄附金を割当額以上に募金すること、会報と会員名簿を合せたものを発行すること、母校の法学教育のあり方について大学に参考意見書（仮称）を出すこと、以上三事項を

主目標とし必ず実現することが決議された。奨学会事業資金募金は本会では割当額を完納し、昨年の支部長会議の際会長から表彰状を受けている。九〇周年記念募金は割当額を越えるに至っていないので、この年度内に更に三百万円増額を目標に委員が努力しておられる。会報と名簿は委員長以下の工夫と努力で立派な印刷製本となることであろう。

大学問題特別委員会では、学員会の会則改正について本会の意見書を出す作業をした外は専ら法学教育の方の調査、検討、意見書の具体的な作成に力を入れられた。月に何回も委員会が開かれ、毎回長時間熱心に審議されたり、自宅で原案を作り自費でコピーして配布されるなど、各委員の只管母校の発展を思う誠意と情熱には唯頭の下るのみであった。この拙文が発刊される頃には参考意見書を大学に提出する筈であるが、法曹会員の母校愛の結晶であることに思いを止められ、大学では将来の法学教育改善の資とされるよう切望する。

近年一般的の傾向として、大学では入学すると多くの学生が勉強しなくなるといわれる。そして教師は、こうした多くの学生達にどうしたら勉強する意欲をおこさせることができると先づ苦心しておられる所を聞いている。このような現状をも考えて、私共委員会ではどうしたら母校法学教育の効果があげられるかそれを検討した訳である。常識的に一言で申せば、教育の効果をあげるには、良い施設を作り、良い学生を入れ、良い先生がより良い講義をされることにつきることである。

私共は法曹会であるが故に法学部のみに参考意見を出すことにしたが、他の学部でも各専門分野の学員の意見を聞かれて、より良い教育のあり方を考えて頂くよう願つて止まないものである。尚私共が法学教育のあり方に熱心に取組んだ動機は、司法試験の成績の低下を憂えたことにあつたのは事実である。しかし、司法試験合格者が増加すれば勿論それに越したことはないが、大きな目的は公務員その他公職につく人はもとより、会社その他一般職業につく法学部卒業生に、中大法科出身者らしい法の知識と理解力、それに見識と教養を身につけさせて

もらいたいことにある。大学は金を使って法職課程を開設していることから、このコースから司法試験合格者を多く出したと希望しておられることは推察される。しかし、その効果を急がれる必要はないと思う。むしろ一般的考え方として、法職課程は高度のクラスからは司法試験や公務員上級職の合格者を期待すべきであるが、それ以下のクラスでは法学部のカリキュラムで、なお学び足りないとと思う学生や一部卒業生に、さらに法学の力をつけ加えさせるために実施するとの考え方であればよいのではあるまいか。

五一年度わが法曹会で特筆すべきことは、法職課程に在野会員の若い諸兄を三〇名特別指導講師（仮称）として送ったことである。これは法学部の英断で初めての試みであり、選ばれた三〇名の会員は極めて熱心に憲法、民法、刑法を中心として、一回二時間づつ一〇回、具体的問題を中心としたゼミ方式で講義が行なわれたのである。時には受講生の希望で教室の使用が許される限り三時間も講義し、教室で不足のときは街に出てレストラン、喫茶店等で、指導者の出費でお茶を飲みながらゼミを続けた人もあったようである。母校と後輩のためなら労を惜しまない若手法曹が多いので、今年度の経験に基づきさらにこの課程を改善して、次年度はさらに効果のあがる指導ができるよう特に期待をしている。

三、母校の多摩校地移転をいよいよ五三年に迎えることになり、今秋は新装なった新キャンパスで九〇周年記念と新校舎落成の大祝典が行なわれることになったのは学員として喜ばしい限りである。

多摩校地は、私の恩師故柴田甲四郎先生が理事長時代に今の敷地の約八〇%位を購入された。購入後、学内外で無用の土地を買ったとの一部非難が出始め、故先生も心痛されたことがある。私共教え子が力を合せて大学から買取り、故先生の責任を軽くしようなどと真剣に話合つたこともあった。今思えば夢のような想い出である。

昭和四三年一二月から起きた母校の全学封鎖ストライキの最中である四四年五月に、金子理事長らと共に私も理事に就任し、主として学生担当となつたが、八月スト解決後、理事会並びに教学内で教育施設の根本的改善な

くして母校の発展はないとの考えが急速に強まり、多摩校地に一部移転させるとの従来の考え方を早急に実現させるべく具体策の検討が始められた。そうして理事会では、教学側と職員側両方にまず移転案を作つてもらい、それを基本にして理事会の案を考え、進んで全学的な移転推進の機構を作ろうということになった。金子総長代行から教学、職員両方に案の作成を要請され、四七年五月末私共の任期満了前に職員側からは移転案が出された。しかし、教学側では、私の記憶では二学年迄移すか、或はある学部二つ位を移すかなど議論があつて、容易に案は出なかつたと思う。

移転の具体化がもう二、三年早かつたら土地価格規整などにからず、土地処分も有利にできて移転がもう少しスマーズに行なわれたのではあるまいなど、今にして惜しまれる。しかしその後、学員、教学の一部でなお強い移転反対があつたにも拘らず、理事者、教学のそれぞれの責任者の方が高度の判断をされ、あれから五年でいよいよ四学部の新キャンパス完成をみるとことになった。当局者の決断と実行に対し、心から敬意を表したい。

四、最近の学員時報に、在学生が書いた中大カラーリに関する記事があつた。司法試験合格者の数より質が問題だと主張しているのはもつともである。

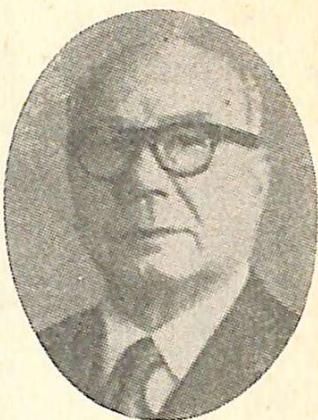
しかし、六〇人に一人の合格者では、教養、頭脳、根性、健康、不屈の意思、どれ一つ欠けても合格できない。当然質が良くなければ第一合格そのものができぬのである。

最近シンガポールに遊び、同国唯一の大学を見学した。小数の優れた学生を選抜して入学させることで、卒業者は飛び抜けた待遇を受けている由である。国鉄の駅の数ほどあるという日本の大学では、余程優れたカラート学問的特徴がなければ卒業生もよりよい世評を受けることは困難であろう。高校生になるまでに、個性もスケールも平均化した学生を、大学で個性豊かなスケールの大きい、しかも学力を持つ人物に育てなおすことは無理な注文かもしれない。

しかし、母校中大も多摩に良い施設は出来たし、良い先生方により良い講義をして頂けば、良い学生が多く集まり、必ず各学部に優れた特徴が生まれるに違いない。個性豊かなスケールの大きい人材が、続々と育つことも夢ではあるまい。"中大よ栄あれ"



中大法曹会と中央大学



中央大学学員会会長 谷 村 唯一郎

中大法曹会会報『中大法曹』第四号が刊行されることは洵に結構な事であります。とかく、この種の会報といふのは、創刊号ないし二・三号で姿を消す例が多いのであります。『中大法曹』は益々内容を充実して継続発刊されるに至りましたことは、執行部各位のご努力の結晶であると考え、深く敬意を表するものであります。

中大法曹会の目的は「会員の親睦をはかり、中央大学の興隆と司法の発展に寄与する」ことになつております。そこで、この稿では、中大法曹会と学員会を含めた中央大学との関係がいかに緊密であるかをふりかえつてみたいと思います。

まず第一は、中大出身法曹の「数」であります。判事・判事補が約三四〇名、検事が約三〇〇名、弁護士が約三〇〇〇名。これはそれぞれ全法曹人口の約三分の一を占める数に当たります。

また、ご承知のとおり、昭和五十二年度の注目の日弁連会長選挙で、一弁の宮田光秀君が選出されたのをはじめ、東弁会長に石井嘉夫君、二弁会長に松井宣君、その他主要な弁護士会の要職に多くの中大出身法曹が就任されております。

中大法曹会は「主に在京法曹」で組織されておりますが、地方に目を向けてみると、たとえば学員会の七五の地域

支部のうち三三支部において、その支部長を弁護士である学員がつとめております。

まさに、「法科の中央」の伝統を担つていると申せましょう。

数ばかりではもちろんありません。

第二は、直接「大学人」に加わつてることであります。学校法人中央大学の歴代の理事・評議員、学員会役員に、多くの中大法曹会員が選任されておられます。近時の苦難する私立大学経営、山積する諸問題の衝にあたられ、その重大な責任を考えますと、ほんとうにご苦労だと思います。

第三は、「事業資金寄付」でありますが、中央大学の創立八十周年記念、九十周年記念、学員会奨学会等の事業資金の募金活動をいたしましたと、率先してご協力をいただき、常に目標額を大幅に上回る多額のご寄付を仰いでおります。

第四は、「大学に対する意見具申」であります。学校法人中央大学基本規定（寄附行為）の検討委員会、あるいは学員会会則改正委員会においてみられるように、意見具申に積極的であり、きわめて熱心であります。かつ、その意見には傾聴される点が多いのであります。

第五は、法曹会というよりも学研連関係者ということになりますが、後輩すなわち司法試験受験者に対する「指導」に献身されておられることであります。受験者にとってこのうえないありがたいものであることは言をまちません。

以上思いつくまま、中大法曹会と中大との緊密な関係、固い絆を記しました。学員会一一三支部の中枢であり、中央大学の母体としての活動は全学員がひとしく認めるところであります。

中央大学は目下、文科系四学部の多摩校舎移転という大事業を遂行しております。幾多の困難な障害を一つひとつ突破しながら、ようやく本年六月竣工、十月落成式・創立九十周年記念式典挙行の予定であります。立派な、東

洋一を誇る大施設ができあがり、名実ともに一流大学と呼ばれる日が近づいております。

なかでも「中大法科」は永い歴史と伝統をもつものであり、これはさらに発展させなければなりません。「司法試験で中大、東大に敗れる」というようなニースはたくさんあります。伝統ある大学——立派な卒業生が多数活躍している大学には優秀な学生が集まり、おのずと大学の質はさらに向上する、という方程式からしても、今後中大法曹会に期待するところ大なるものがあるわけであります。

最後に、昨年から今年にかけて「鬼頭判事補問題」などが大きく世間を騒がせました。ことの真偽はともかく、法曹は国民から絶対に信頼される存在でなければなりません。中大出身法曹の各位におかれではとくに、法曹のあるべき倫理からも、中央大学の穏健中正の精神からも、法曹の聖職に努力して頂きたいと存じます。

民主主義国家の基盤をなす基本的人権の擁護、社会秩序の維持、正義の実現のため、また平和で文化的な生活のできる日本のために、中大法曹がそのリーダーシップをとられんことを期待してやみません。

私も中大法曹会の一員ではありますが、会の発展と母校の興隆に一層のご尽力をお願い申しあげる次第でござります。

多摩校舎について



中央大学理事長
総長職務代行 渋谷健一

中央大学法曹会第四号会報の発行に際しまして一言ご挨拶を申しあげます。

法曹界の第一線で日夜ご活躍なされておられます会員各位に対しまして心からお慶び申しあげますとともに、本学発展のため多大のご尽力を賜わっております谷村唯一郎先生、荻山虎雄先生をはじめ、会員各位に対しまして深甚なる感謝の意を表する次第でございます。

明治十八年、東京神田の地に創立されました本学は、今日まで幾多の有為な人材を社会に送り出して、以来おかげをもちまして昭和五十年で創立九〇年の輝かしい歴史を作ることができました。この輝しい伝統のうえにさらに飛躍的発展を期して、皆様にはすでにご存知の通り、東京八王子市東中野にございます本学の多摩校地に移転することになりました。

明治三年四月から法、経、商、文の四学部の昼間部一・二・三年次生の授業を、五四年から同じく夜間部の一・二・三年次生の授業を、多摩キャンパスにおいて開始いたします。

そこで本学の多摩校地への移転の経緯と多摩キャンパスの概要につきまして、ご報告申しあげるとともにご紹介申しあげたいと存ずる次第でございます。

そもそも本学の多摩移転は、昭和三五年に東京都八王子市東中野に校地を購入したことから始まります。その後

年々隣接地を買収いたしまして、最終的には四八万七、五四五平方メートル（約十五万坪）となりました。この多摩校地は、四年教養課程移転問題審議会の審議および評議員会の議を経て、教養課程の移転および体育施設の集中化の計画が検討され、四年にこの計画にもとづく造成工事を施行いたしました。しかしながら一方四年頃から数年間にわたった学生会館管理運営問題および学費改訂問題に端を発した学園紛争の活発化に伴い、この計画は実施できなしままでおりましたところ、教育研究施設が狭隘となりましたので早急にこれら施設の充実改善が目下の急務となりました。そこで先に申しあげました計画を全面的に再検討する必要に迫られたのでございます。

四年研究教育問題審議会が設置されまして、「教学施設の充実について」の理事長諮問を集中的に検討することになったのでございます。この研究教育問題審議会の答申を具体化するため、教学施設充実問題特別委員会が設置され、ここで多摩移転に向けての基本方針を策定いたしたのでございます。

その後四八年から教学施設充実実施計画推進本部を設け、移転の実施案作成の具体的な作業に入った次第でございます。

この実施案は「中央大学施設充実実施計画案」として四八年一二月の評議員会の承認を得、さらに四九年十二月の評議員会でこの建設計画に伴ないます「予算基本計画案」が承認されたのでございます。

このようにして、本学は長期にわたる検討の結果、教育の高度化、多様化の時代を迎へ、教育施設の充実・改善を図り、人口の都市集中化現象による教育環境の悪化を回復することを大きな目的として、本学九〇周年を機会に東京神田の地をはなれ、多摩校地において本学百年の大計を樹立することに決定をいたした次第でございます。

神田駿河台の校地は、法、経、商、文四学部約二万九、〇〇〇名の学生の教育研究施設といたしましてはあまりにも狭隘であり、また体育施設も交通機関を利用して現地におもむく現状であり、理想的キャンパスのもつ教育環境からはほど遠い現状であります。その上都心にこれ以上の敷地を求めるることはできず、駿河台校舎の増改築にも

法的規制が厳しいこと等から、由諸ある駿河台校地をはなれて多摩校地を研究教育施設として、また体育施設を含む理想的キャンパスとして、完全に利用することこそ、本学の将来的発展への道であると確信いたす次第でござります。このような厳しい事情を経たのち、五〇年四月一日、多摩校地において建設工事が開始されたのでござります。

この工事が開始されまして今日まで二ヶ年の月日が経過いたします。延五〇万人を投じた多摩校舎建設工事も順調に進行し、建物のコンクリート打ちは二一棟の建物についてほとんど終り、建物によりましては内、外装工事も終つてシルバーグレーの外壁に春の陽ざしを受けながら開校の日を待つており竣工引渡しは予定通り本年六月に行います。

多摩校地は東西に約一、三〇〇メートル、南北に四五〇メートル、総面積約一五万坪におよび、現在の駿河台校地から西北西約三五キロメートルの地点に位置いたしまして、多摩丘陵都立自然公園と北側に接し、南は稻城丘陵にまたがる多摩ニニータウンの住宅群を望むところにございます。この校地は都市計画法による市街化調整区域に指定されており緑豊かな樹木に囲まれた丘陵の山あいには、今なお水田や畠等がみられ、まさに本学の校歌の一節にある「草の緑に風かおる丘」にあると云うことができます。

多摩キャンパスは機能上あるいは管理上、建物部分を正面中央に配し、体育施設をその左右に配置しております。敷地面積約一五万坪に対しまして、建物の延床面積約五万三、〇〇〇坪で駿河台校地の二三倍、校舎の二・二倍の規模でございます。建物部分は図書館と研究棟を中心に構成され、正門よりメインストリートを約三〇〇メートル進みますと、四階建の図書館と一二階建ての研究棟が見えてまいります。百数十万冊収蔵のスペースを有する図書館の四階には、一〇〇〇席の閲覧座席を有する開架図書室をはじめ、数々の新しい試みが採り入れられております。図書館右手の研究棟は保健センター、各種研究所、教員研究室をはじめとしたとして、近代的視聴覚機械

を備えた視聴覚センター、電算センター等から成っております。その手前に文学部総合棟があり、ペデストリアンデッキ（人口地盤）をはさんで、手前が本部棟になります。図書館から向って左手に食堂棟があり、学生食堂、書籍売場、日用品売場、理髪店、喫茶室等から成るこの食堂棟は教職員・学生の生活の場、憩の場と云うことができませう。さらにその左手前にそれぞれ独立した七階建の法・経・商三学部棟があり、小教室を中心としたこれら学部棟は、それぞれゼミ教室、語学教室、小・中教室と学部図書室および学部事務室等から構成されております。これらの中の建物に囲まれて大きな池があり、この池のまわりもやがては学生達の語らいの場となることとせう。

三学部棟からペデストリアンデッキを通じて南側に大教室棟、大々教室棟と続きます。この多くの学生を対象とする講義用教室は、従来のチョークと黒板という教育メディアの他にO・H・Pと云はれます拡大投射装置を採用しております。また、大々教室は電動式可動間仕切りで仕切られ、八〇〇名収容教室二室と六〇〇名収容教室一室の計三室から成っており、その間仕切りを電動式で除きますと二、二〇〇人収容教室として利用することができます。またここではカラー受像機、カラーVTR・カラーカメラ等のカメラテレビ映像信号を入力として、そのカラーライ画像を大型スクリーン上に拡大投写するカラープロジェクター・AV装置が採用されております。

さらに、これら講義用教室へは身障者用エレベーターが用意されているとともに、大々教室の両サイドには、身障者用スロープが設けられております。

これらの建物を中心としてその左右には、体育施設があります。広さ約三万坪のこの施設は右側にラクビー場をはじめ、屋外プールおよび三階建の第一体育館が配置され、左側には野球場、階上競技場をはじめ、一般フィールドおよび温水プールのある第二体育館やサッカー場が配置されております。これらの体育施設には、それぞれ夜間照明が施され、夜間部学生の利用のためにも充分な配慮がなされております。体育施設を除く建物は高低差のある自然環境・地勢の関係から、有機的に構成され、すべての建物群は、人口地盤（ペデストリアンデッキ）によつて

連絡され、室の内外にはプラザ、テラス、ホールを充分に配置することによって学生と教職員および学生間のコミュニケーションの場を充分に保障しております。

このように、大学は間もなく本学百年の大計である一大建設事業を終ろうとしております。今後は、この施設をいかに運用し、いかに教育研究の内容を充実するかにかかっておりまます。

研究・教育環境を充分考慮したこの郊外の地に、大学の施設を集中的に建設することは、おそらく我が国公私立大学の中でも例をみないことございます。大学が、戦後急激な学生の増加によるマスプロ教育、そして、それらを解消するためになされた学費改訂、これに端を発する学生運動の激化と云う大学における戦後三〇年の歴史を経て、その本来のあり方を求めて都心から郊外へ移動しようとしております。

しかし、今日の私立大学にとりましては、郊外への全面移転は容易なことではございません。本学がこの大事業を完成しようとしているのも、十数年前に敷地の買収が終了していたこと、四二年にはすでに造成がなされていたこと、現状においては教学施設の充実改善は、多摩校地を完全に利用することによつてのみ可能であるとする本学教職員一致の意見によるものであること、都市計画法による市街化調整区域における既存の権利者としての建築のタイムリミットがあつたこと、私学振興財団を通じて文部省の厳しい指導と協力がえられたこと等、本学にとってはまことに幸運であると思ふ次第でございます。

郊外に敷地をもつ大学の多くがそうであるように、本学の多摩校地も市街化調整区域にございます。その結果として、周辺道路の整備、上水道の確保、下水道の整備、電気設備等に要する公益費を自己の負担において施工しなければならないとともに、交通路線確保のために多額の先行投資を強いられるのでございます。私立大学がその失なわれた環境と施設を回復しようとしても、現状ではこうした困難を自らの負担で解決してゆかなければなりません。

本学の尊い資産でございます駿河台校地を処分せざるを得なかつたことは私といたしましてもまことに残念でござ

ざいます。しかし多摩丘陵の広大な校地に新しく中央大学校舎の雄大なる偉容を頭に描くとき、眞の学園的環境のなかで、希望に満ちた学生達が楽しく語り合い、幸福な姿を想像いたしますとき、本学の浮沈をかけたこの大事業の完成なしには将来的発展はありえないと確信する次第でございまして、いかなる努力をはらっても完遂いたさねばなりません。どうか今後も特段のご協力を願い申しあげる次第でございます。





大 学 の 近 況

— 教学の立場から —

中央大学学長 戸 田 修 三

—

桜のつぼみがほころびはじめる頃になると、永年馴れ親しんだ卒業生との別離のときが訪れます。この一抹の寂しさがただよう感傷のひとときが過ぎると、うららかな陽光のもと、希望に胸ふくらませて白門をくぐる新入生を迎える。学園は活気を呈しております。われわれ教職員は、この繰り返えしのなかで喜びや悲しみを味わい、哀歎のひとときを過ごす宿命を負っているわけです。

本年も云る三月二十五日、昨年に引きつづき、大講堂において、学部別・昼夜間部合同の形式で、第九十四回卒業式を取り行いました。また、昭和五十二年度の学部入学試験は、二月十六日の法学部法律学科を皮切りに実施されましたが、試験の妨害など全くみられず、きわめて平穀裡に無事終了することができました。本年度の入学志願者は昼・夜合計七二、三七七人で、昨年と対比して二四〇三人の増加となっております。多摩移転問題の影響が、夜間部において一、〇六八人減というように若干みられはしたものの、昼間部においては三、四七一人増で、むしろ教学施設の充実・強化が多くの受験生の共感を呼んだものと評価することができると思います。

その多摩移転問題でありますと、各方面のご理解とご支援のお蔭で、とにもかくにも本年五月末には、多摩校舎の竣工・引渡が予定される段階までこぎつけることができました。その点、今日までこの大事業の遂行に協力と助言を惜しまれなかつた無数の方々、とくに法曹会の諸先生のご指導に思いを致し、感謝の気持で一杯であります。

そして、物心両面にわたる二十六万学員の支えを背景にした法人役員と教職員の「団結の力」こそが、この大事業遂行の原動力となつてゐるという事実を忘れてはなりません。いまさに多摩新校舎完成の日を目前にして、この感を強く抱くものであります。ここに本学一〇〇年の大計の礎が築かれ、永年にわたる本学の悲願が漸く達成される目途がついたわけでありますが、格言にも「百里を行く者は九十里を半ばとす」という言葉があるくらいですから、このところ緊褲一番、大学全構成の結束を固め、円滑な移転計画の実施と、その後の教育内容の真の改善、充実を図ることに意を尽さねばならないと決意を新たにしております。けだし、研究・教育内容の充実が成つてはじめて、多摩問題完成の日を迎えることができるからであります。単に建物や施設の完成という物的施設の竣工のみをもつて万事成れりということは許されません。「ローマは一日にして成らず」という格言も、そういう意味をこめて理解すべきものと考えています。

大学が研究と教育によつて社会的責任を全うすべき使命を担つてゐるとするならば、そのための条件づくりこそが法人・教學に与えられた主要な仕事であることはいうまでもありません。その意味で、他のどの私学にもひけをとらない立派な多摩キャンパスができた以上、これを十分に活用し、教學内容を充実することこそが、教授会はじめ教學に課せられた重大な責務であると考えます。なかんずく、法学教育については、今後、法曹会その他各方面のご意見とご教示を仰いで法学部における正規の授業の改善・充実を図ることは当然でありますが、それと併せ、三年有余にわたる「法職特別コース」の成果と反省を基礎に、実務教育の面、とくに司法試験その他の国家試験においても、優秀な成績を収めなければならぬと考えております。なおこの機会に、法曹会の新進実務家や司法修

習生の方々から「法職特別コース」のゼミナールに熱意溢るご指導をいたきましたことに対し、深く感謝しなければなりません。そして、多摩移転を契機に法学教育におけるカリキュラムの抜本的検討を行うなかで、大学教育の基本をアカデミズムにおきながらも、実務教育においてもまた本学の社会的評価を高からしめるよう努力する所存であります。

三

前述のごとく、多摩新校舎の竣工、引渡が本年五月末に予定されていますので、具体的な多摩移転の時期・形態などについて、研究教育問題審議会および各学部教授会を中心に鋭意審議・検討をかさねてきましたが、その結果昼間部については昨年七月十二日付で、夜間部については昨年十月四日付で、それぞれ研教審委員長名で総長職務代行の諮問に対し答申いたしました。それによると、「昼間部については昭和五十三年四月より一・二・三年次の授業を多摩校地で開始する。従つて、現在の在学生については、一年次のみ（註本年四月以降、一・二年次生のみ）三年次より（註本年四月以降は二・三年次より）多摩校地で授業を実施し、二年次生以上（註本年四月以降は三年次生以上）は昭和五十四年三月まで駿河台校地で授業を実施する。」というものであります。したがつて、これを要約すれば、現在の一・二年次生が来年四月、それぞれ二・三年次生になったときは、多摩校地で授業を実施し（来年四月の新入生を含め）、現在の三年次生以上は、昭和五十四年三月まで駿河台校地で授業をうけ、原則として駿河台校地で卒業することになります。また、夜間部については、「昭和五十四年四月より一・二・三年次の授業を多摩校地で開始する。従つて、現在の在学生については（註本年度の新入生を除く）、昭和五十五年三月まで、駿河台校地で授業を実施する。」というものであります。すなわち、この答申によりますと、本年度の新入生は、三年次生になつたときから多摩校地で授業を開始することになりますが、現在の二・三・四年次生は駿河台校地で授業をうけ、原則としてここで卒業することになります。なお、「昼間部が多摩校地へ移転する昭和五十三

年四月から、夜間部が多摩校地へ移転完了する昭和五十五年三月までの間は、キャンパスが多摩校地と駿河台校地の二カ所に分れることを余儀なくされるので、特に夜間部学生の勉学条件に支障をきたさないため、図書費について特別の措置を講ぜられたい。」旨、ならびに「教職員および学生の多摩校地への通勤、通学のための交通問題ならびに学生の下宿問題などの解決にあたっては、その条件確保に更に努力を傾注されたい。」旨、その他、多摩校地移転に伴つて発生する問題点を指摘して、若干の要望を附加し、答申しております。

なお、多摩移転の時期、形態が右に述べたような方法で実施されます結果、昭和五十三年度と五十四年度の二カ年間は、本学の文科系四学部の教育・研究が、多摩校舎と駿河台校舎の二カ所に分れて行われることになりますために、駿河台校地における教学責任体制はどうなるのかという問題があります。この問題については、現在、研究教育問題審議会と各学部教授会を中心に検討が進められておりまして、近く結論が出されるはずであります。

このようにして、法・經・商・文四学部の教学施設充実問題は、各方面のご支援とご理解をえて、ほぼ完成の目途がつきましたが、理工学部の充実問題は多摩移転問題の影響を少からなず被つて、一歩立ち遅れを余儀なくされておりました。しかし、過般行われました理学関係の文部省視学官による実地視察の結果の指摘をまつまでもなく、理工学部には検討すべき問題点が余りにも多く存在しその改善・充実が焦眉の問題となつております。そこで、昨年九月十四日、総長職務代行から、「理工学部施設の充実」について諮詢をうけましたので、研究教育問題審議会と理工学部教授会において種々検討を重ねた結果、去る一月二十四日付で、「理工学部増築計画案」に基いて理工学部施設の充実を早期に実施されたい旨の答申をいたしました。多摩移転をひかえ、本学の財政事情その他本学をめぐる諸条件はきわめて厳しいものがありますので、それを考えますと若干の躊躇を感じないわけではありませんが、大学が社会に対し負っている教学責任はきわめて重大でありますし、また、理工学部における現在の研究・教育条件の劣悪さに思いをいたすとき、やはり法人・学員、その他各方面の理解と協力をえてその実現を願わざには

おれないのあります。

四

教学条件整備の環境づくりにおいて看過することができないいま一つの柱として、私達はつねづね暴力問題を挙げております。現在、学内における過激派学生の動きは、全般的にみてその影をひそめておりますが、これは法人・教学一体となつて取り組んできた大学本来の姿を取り戻すための永年にわたる努力の成果であると考えますが、今後とも学内正常化のための努力をたえずつづける所存であります。

いったい大学のキャンパス内に、ひとかけらでもヘルメットやゲバ棒が存在していたのでは、研究・教育の府としての「大学」のイメージは育ちえません。大学が「権力」をもたない以上、全構成員ひとりひとりの理性によつて暴力一掃の輪を形成し、学びがいのある大学づくりに意欲的に立ちあがる必要があります。装いを新たにした多摩校舎からはいっさい暴力的な要素を払拭しなければなりません。その意味で、新校舎が開校される来年四月を目前にして、本年こそがこの問題に決着をつけるべき最後の年であると痛感しております。

五

本年は元旦以来、厳しい寒さにもかかわらず、雲のかげりすら感じさせないほどの快晴の日がつづき、近来稀れな日和つづきの新春を迎えるました。これがそのまま本学のこれから的一年間を象徴するかのように思われてなりません。すなわち、今年の本学の運勢は、苛酷な経済的条件に呻吟することはあるても、無限の明るい展望をもち、大きな期待と、希望につつまれた一年だと確信いたします。学員各位におかれましても、私達に対し倍旧のご支援とご叱正を賜わらんことをお願いして、大学の近況報告に代えたいと思ひます。

日弁連会長就任にあたつて



日本弁護士連合会会長 宮田光秀

昨年の秋頃から歐米での洪水や豪雪、中国での干ばつ、また東欧での大地震と相づぐ地上の異変は、何か不気味なものを感じます。わが国の今冬も「暑さ寒さも彼岸まで」の諺をさかんでするかのよう異常寒波に見舞われ、花見酒も氣勢がありません。

しかし、四月ともなればいつもとかわりなく世の風物は装いをととのえて新しい年度を歓迎することでせう。あと満一年を経過すれば、昭和五十三年四月われわれの母校中央大学は、八王子の多摩校地に移転することになります。

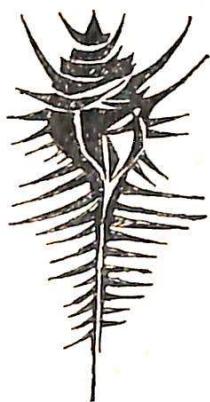
明治十八年神田の中心街に創設された母校は、先人達の偉大な努力によつて隆盛の一途をたどり、法曹界に幾多の俊秀をおくり不滅の功績を打ちたててきました。この光輝ある伝統と栄誉のさらに飛躍的な発展を期してこの快挙となつたのであります。汚染と雜踏の街と化した神田を避けて太陽と緑を存分に抱えた多摩丘陵に聳立する近代建築の粹を集めた白亜の校舎で学業に専念できる後輩達に對して期待と羨望の念を禁じえません。

本年二月わたくしは、日弁連の会長選舉に出馬し、日弁連における第一回目の会員の直接投票による試練を受けましたところ、幸い会員各位の多大なご支援をえまして当選することができました。まことに身にあまる光榮と感

激いたしております。選挙運動にあたっては全国各地で活躍されております母校出身の会員の方々、わけても中大法曹会東京支部の会員の方々には日頃疎縁にもかかわらず、ただ同窓であるとのことでご推举を賜り、とくに終盤にいたっては母校の理事長、学長その他の役員の方々の格別なご推薦をいただき混戦のなか余裕をもって戦い抜くことができました。これひとえに先人達が創立以来九十年にわたって蓄積された母校の恩恵と深く感謝いたしております次第であります。

いよいよ数日後にせまりました四月一日から日弁連会長に就任することになります。四十年有余の往昔、大志とロマンに胸をふくらませて白門をくぐったあの青春の気魄をよみがえらせて日弁連の将来の展望、今日的業務の執行にと全能を投入し、先輩、同僚の皆様方のご期待に応える所存でございます。今後一層の心温まるご教導ご叱正を賜りますようお願い申し上げます。

右お礼を申しあげますとともに、就任のご挨拶といたします。



学員会会則ならびに諸規程改正について

中央大學學員會會則ならびに
諸規定改正委員會委員長

龍前茂三郎

一、改正の経過

現行中央大学学員会会則は昭和四一年五月に一部改正されたまま現在に至っている。昭和四四年一二月二三日開催の幹事会において「学員会会則ならびに諸規程の改正について」と題する議案が上程され、審議の結果、会長、副会長、常任幹事において改正の必要があると認められる条項、あるいは削除または補足を必要とする条項を指摘して改正案を作成、検討することとされ、一部常任幹事等から改正点の指摘があつたが、改正案を作成、検討するに至らないまま立消えに終つた。

その後、学員数の飛躍的増大と、学員会運営の実際的見地から会則改正の必要性が指摘されるに至つたので、昭和五〇年七月一七日の幹事会において「中央大学学員会会則ならびに諸規程改正委員会設置要項」が承認可決され、一一名の委員で構成する改正委員会において、会則ならびに諸規程を総合的に検討し、時代に即応した改正案を作成することとなつた。そして会長指名により次の諸君が委員に選任され、互選の結果、委員長に私、副委員長に崎田直次委員が選任された。

石田寅雄 市橋千鶴子 白田義弘 小野三郎 萩山虎雄
木戸口久治 佐藤文二郎 崎田直次 山本清二郎 龍前茂三郎
川添利幸

委員会は昭和五〇年一〇月九日を第一回とし、昭和五二年三月一〇日の第二五回まで毎月一回の割合で開催され、毎回殆ど全委員出席の下に、主として木戸口委員作成にかかる素案をたたき台として勢心な討議を重ねた結果、漸く右の第二五回委員会をもって会則ならばに諸規程全部の改正作業を終り、去る三月二八日の答申案起草委員会において、改正理由と答申書原案の作成、検討を終ったので、来る五月開催の協議員会において改正会則案等が上程、審議されることとなるのである。

二、会則改正の要点

今回の会則等改正案は総合的かつ全面的であつて、そのすべてをここに網羅することはできない。そこで改正点のうち比較的重要と思われる事項を摘要して若干の解説を試みることとする。

(1) 学員会の事業の中に「学員会館の管理、運営」という一号を加えることとした。これは御承知のとおり母校中央大学の多摩移転にともない、駿河台校地は殆ど売却されることになつたが、現在の「大学会館」は建設当初の趣旨にそつて「学員会館」として存置することとし、その管理運営を学員会に委譲する旨の同意を得ているので学員会の事業の一つに加えたものである。

なお現在「学員会館管理運営委員会」において管理運営の具体的方策を検討中である。

(2) 学員の資格を単に「学校法人中央大学基本規定（寄附行為）に定める学員」とした。

学員の資格については、現行会則では「学校法人中央大学の設置する学校（研究所を含む）の卒業者」……となつていて、附属高等学校の卒業者も当然学員に含まれることとなるのであるが、これを中央大学の設置する大学の卒業者に限定し、附属高等学校の卒業者は除外すべきであるとの論議がなされたが、大学の基本規定第二七条第二項との関連において問題があるので、当面、学員の資格として単に「学校法人中央大学基本規定（寄附行為）に定める学員」と定めるにとどめ、今後基本規定第二七条第二項を整備、改正するよう大学の基本規定検

討委員会に意見具申することとした。

- (3) 役員、協議員の数を大巾に増加した。現行会則に定める協議員五〇〇名以内という数は昭和四一年五月学員一五万五〇〇の名の時代に決定されたものであるところ、その後一〇年を経て学員数も二五万余名と大巾に増加し、また支部の数も一一三を数えるに至つたので、母校と学員会、本部と支部の緊密化をはかるため協議員を一〇〇名増員して六〇〇名とすることとし、これにともない、副会長を二名、常任幹事を五名、幹事を二〇名、会計監事を二名それぞれ増員して、副会長七名以内、常任幹事二〇名以内、幹事七〇名以内、会計監事五名以内とすることとした。
- (4) 役員の選任については結局選出規程を設げず、協議員会において適切妥当な方法により行うこととなつたが、特に幹事、会計監事の選任については選考委員会を設けて選出することが望ましいとした。
- (5) 名誉会長の制度を廃止し、顧問、参与は任期、議決権のない終身役員として位置づけることとした。
顧問は会長経験者に限ることとし、また参与は現行会則では副会長経験者と常任幹事三期以上在任者に限られていたのを改め、「本会の発展に功労があつたと認められる者」のうちから委嘱することとし、別に委嘱基準を設けることとした。
- (6) 定時総会および定時協議員会の開催時期を毎年三月中とすることに改めた。
現行会則によれば定時総会および定時協議員会はいづれも五月中に開催することとなつてゐるが、評議員候補者推薦委員会委員の選出や、幹事、会計監事等学員会役員の選考委員会委員の選出のためには協議員会を三月中に開催する必要があるので協議員会および総会の開催時期を毎年三月中とすることに改めた。
- (7) 協議員会の招集請求権者を協議員一〇〇名以上とし、一般学員の協議員会招集請求権を認めないこととした。
現行会則によれば協議員会の招集請求権者は協議員五〇名以上、または学員一〇〇名以上とされているが、協

議員でない学員に協議員会の招集請求を認めるのは理論的に問題があるのでこれを削除することとし、また協議員の数を六〇〇名に増員したので招集請求者の数を一〇〇名以上とすることとした。

- (8) 総会および協議員会における議長、副議長はその都度選任することとした。

執行機関と議決機関を分離するため現行会則による、会長を議長、副会長を副議長とする制度を改め、総会および協議員会において毎回議長、副議長を各一名選任することとした。

- (9) 総会、協議員会および幹事会の附議事項を明確にした。

- (10) 委員会を設ける場合の根拠規定を新設した。

- (11) 学員会奨学会の根拠規定を新設した。

- (12) 学員会費を金二〇、〇〇〇円に増額することとした。

現在学員会費は終身会費として金一五、〇〇〇円であるが、諸物費とくに郵便料金の値上げのため金二〇、〇〇〇円に増額改訂することとした。学員会費納入者には「学員時報」が無償で配布される。

- (13) 会計年度を毎年一月一日より一二月三一日までとすることに変更した。

現行会則では会計年度は毎年四月一日より翌年三月三一日までとされているが、定時協議員会開催日を毎年三月中としたため、これにともない会計年度も変更することとしたものである。

三、諸規程の改正

(一) 評議員候補者選出規程

評議員候補者選出規程そのものは改正の必要はないとされたが、第三条第三項による評議員候補者の選出に当つては左記推薦基準によることが望ましいとされ、これを内規とするか、もし内規としない場合にも推薦委員会の運用上その趣旨の徹底を図られたい旨会長に申入れることとした。

評議員候補者推薦基準

(1) 学校法人中央大学基本規定（寄附行為）第二七条に定める被選資格者であること。

(2) 中央大学および中央大学学員会の興隆発展に熱意あると認められる者であること。

(3) 学員会費を納入し、かつ中央大学の記念事業および学員会の事業に相当の貢献をした者であること。

(4) 新たに評議員に推薦する者については年齢七〇歳末満、任期満了者で再度評議員に推薦する者については年齢七五歳末満であること。

ただし中央大学または学員会に功労のあつた者のうち推薦委員会において推薦を適當と認める者はこのかぎりでないものとすること。

(5) 任期満了者で再度推薦する者については任期中に開催された評議員会への出席状況その他を勘案し評議員としての職責を果したと認められる者であること。

(6) 次の者は評議員の推薦対象から除外すること。

- ① 本人より辞任の申出のあつた者。
- ② 破れん恥行為により有罪となつた者。
- ③ 健康その他の理由により評議員としての職務を完遂することが困難と思料される者。

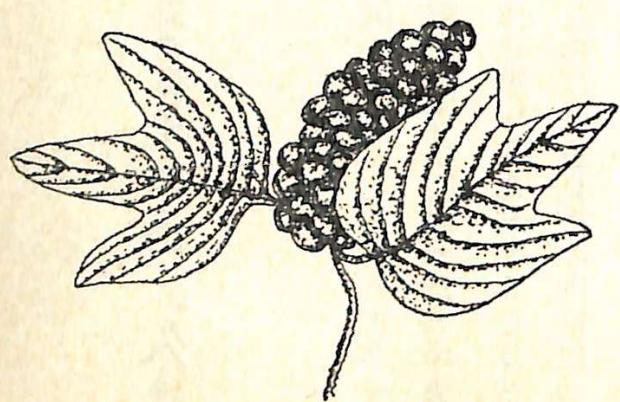
支部設置規程

(1) 支部の設置については会長に申請し、その承認を受けることとした。支部規約の改正についても同様とした。
支部設置の基準を厳格にし、所属会員一〇〇名以上で、全員が学員会費を納入していることを要件とした。
支部の協議員候補者推薦権を明確にした。

支部会員の変動および支部の活動状況の報告義務を定めた。

(6) (5)

支部承認の取消に関する規定を設けた。
支部設置基準に達しない団体の育成強化に関する規定を設けた。



学校法人中央大学基本規定 (寄附行為) 檢討委員会報告

検討委員会委員 木戸口 久治

一、はじめに

学校法人中央大学基本規定の改正問題については、わが法曹会は夙に重大な関心を示し、昭和四四年七月、大学問題特別委員会を設置してその調査研究に当り、昭和四五年一二月と昭和四九年七月の二回にわたり中央大学基本規定検討委員会に対し意見書を提出して強力な進言を行つて来たことは、「中大法曹」第二号および第三号に、当時の石井一郎委員長が詳細に報告されているとおりである。従つて従来の経過ならびに意見書の内容については右「中大法曹」を御参考願うこととして、ここではその後の検討委員会の審議の経過を報告することとする。

なお御参考までに申し上げると、検討委員会の委員の数は四一名で、当法曹会よりは谷村唯一郎、荻山虎雄、山本政喜、今井忠男、井出甲子太郎、小木貞一、太田常雄、清水繁一、向江璋悦、山本清二郎、龍前茂三郎、(何れも敬称略)に私の計一二名の委員を出して居り、うち、荻山委員は委員長、山本(政)委員は副委員長、谷村委員は小委員会委員長である。

二、各グループの意見聴取

検討委員会は、検討委員会小委員長より委員長に提出された小委員会報告書を中心議題として、昭和四七年一〇月七日より昭和四九年六月四日まで十数回にわたる検討を重ねてきたが、一応の検討を終った段階で学員会の有力

支部や、中央大学教員ならびに職員等の意見を聴聞することとし、昭和四九年七月一六日の当法曹会の聴聞を皮切りに、昭和五一年九月二八日の中中央大学職員の聴聞まで八グループの聴聞を終った。

各グループの意見の大要は次のとおりである。なお項目の区分は小委員会報告書の項目区分によるとした。

(一) 総長と学長との関係に関する事項

法曹会 学校法人中央大学には総長を存置すべきである。

教員 学校法人中央大学に現行規定による総長を存置することには反対である。現行基本規定第二章は廃止すべきである。

国会白門会 現行基本規定の定める理事長、総長および学長の制度は改変する必要がない。

南甲俱樂部 総長制は現状どおり存置が望ましい。

学員体育会 学校法人中央大学には総長を存置すべきである。

なお少數意見として、大学運営の基本的立場に立つて理事長制を強化し、教学統轄者として学長制一本にして強化することが望ましいとの意見がある。

白門婦人会 総長制は現状どおり存置することが望ましい。

会計人会 総長制を存置することは差支えない。

職員 意見の1、総長制を廃止する。「学長に関する規則」を改め、学長の選出にあたって、全教職員の

意思が反映されるよう選出の方法を改める。

意見の2、総長制を存置する。

(二) 役員に関する事項

法曹会 現行基本規定第十条の理事の定員「八名以上十三名以内」を十五名以内と改める必要はない。

定員を十五名以内と改めて第十二条に定める職務上の理事に学部長、事務局長を加えることには反対である。

教 員
第十四条に定める事業理事を廃止し、常任理事を複数にすべきである。

教学の代表として、各学部長を職務上の理事とすることが望ましい。また職員の代表として、事務局長を職務上の理事とすることが望ましい。

国会白門会
理事会強化の見地から理事の定員を二十五名以内とすべきである。

総長、学長、副学長、図書館長および事務局長は職務上の理事とすべきである。
学部長の職務上理事制には反対である。常任理事は六名以内とすべきである。

理事の任期は四年とすべきである。

南甲俱楽部
理、監事の定数は現状どおりが望ましい。

学員体育会
現行基本規定第十条の定員（八名以上十三名以内）は現行どおりとし、その選任方法も現行基本規定を変更する必要はない。

なお少数意見として、学校法人の理事構成には理事会強化の建前から増員することが望ましいとの意見がある。

白門婦人会
意見書に記載なし。

会計人会
基本規定第十条の理事の定員を八名以上十三名以内を十五名と改めることに賛成である。

職 員
役員の構成について
事務局長を職務上の理事とする。

役員の任期について

意見の 1 理事の任期を現行より延長する。

意見の2 理事の任期は現行どおりとする。

(三) 評議員会に関する事項

法曹会 選任評議員の定数について

現行基本規定どおり二百名以内とすべきである。

選任評議員の構成ならびに選任方法について

選任評議員を教職員とそれ以外の学員評議員との同数により構成するものとする案には反対である。

評議員会の議決事項について

基本規定第三十三条の評議員会の議決事項から第三号、第五号および第六号を削除することには賛成であるが、第四号を削除してこれを諮問事項とすることには反対である。

同条第六号を諮問事項とすることには賛成である。

教員評議員会の議決事項について

理事長の諮問機関としての評議員会の本来の位置づけを規定上明確にし、議決事項を重要な事項のみに限定すべきである。

選任評議員の定数、構成、選任方法について

評議員会における議事運営を実質的に責任のあるものとするため、選任評議員の定数は百名以内とする。

また選任評議員の構成は教職員たる評議員と、それ以外の学員評議員と同数とする。

国会白門会 中央大学の法人制を拡充、強化するため、評議員会を重要事項についての議決機関として位置づけるとともに、法人経営を民主化し、数多くの学員を愛校心に目覚めさせ、大学の名声と発展に関与

させるためにも評議員増員が必要である。

評議員の定数を三百名以内とすべきである。

教職員評議員と学員評議員を同数とする必要はない。

評議員の定数は現状どおりが望ましい。

南甲俱樂部

評議員会は諮問機関ではなく議決機関であるべきである。

学員体育会

評議員に関する事項について

現行基本規定どおり二百名以内とする。

選任評議員の構成並びに選任方法については、現段階では現行基本規定を改正する必要はない。

なお選任評議員の推薦方法については今後検討してその改善を図る必要があると考えられる。

評議員の議決事項に関する事項について

評議員会の本来の位置づけはあくまでも議決機関であるべきである。

基本規定第三十三条の議決事項から第三号、第五号を削除することには賛成である。第六号を諮問事項とすることにも賛成である。ただし第四号を削除してこれを諮問事項とすることには反対である。

基本規定第三十五条第一号の改正については小委員会報告書の原案に賛成する。

白門婦人会

評議員の定数について

評議員の定数は現状どおりが望ましい。なお現在評議員の総数二百名中、女性評議員は二名であつて、その比率は僅か一%にしか過ぎず、二十五万学員総数中、万を超える女性学員が存在する現状に照らし、あまりにも僅少すぎるうらみがある。

評議員の選任について

評議員の選任にあたっては、大支部の実績にこだわらず、従来とかく陽のあたらなかつた弱小支部からも人材を登用し、広く意見を徴して学園の民主的運営をはかることを要望する。

評議員会の性格について

評議員会は現行法では理事長の諮問機関でもあり、かつ議決機関もあるが、現行規定のままで充分であり、またそれが限界であると思料する。

会計人会 定員について

現行規定どおり二百名でよい。

評議員の構成並びに選任方法について

現行どおりでよい。

職 員 評議員会の性格について

評議員会の機能は、原則として諮問機関とする。

評議員の定数等について

意見の 1 選任評議員の定数を一〇〇人以内とする。

意見の 2 評議員の定数等については原則として現状どおりとする。

その他の検討事項は省略する。

以上冗長、煩雑を省りみず各グループの意見を列挙したのは、この問題に対しても法曹会以外の各グループが、どのような考え方をしているかを知っていたくためであった。

以上列挙したところから明らかなどおり、基本規定改正に関する学員側の意見は、多少のニュアンスの差があつ

ても、大筋においてわが法曹会の意見と同一であり、この点において教員ならびに職員側の意見と対立する。

従つて検討委員会がこのまま審議を続行すれば、いづれの日にか委員全員による採決は免れない状態であった。しかし現在定着しつつある学員と教職員との好ましい友好関係がこのような採決によつて損われることは今後の大学運営に重大な影響があり、万難を排して避けなければならないこととなつた。

三、検討委員会懇談会の開催

このような事態を察知して、向江璋悦委員は昭和五一年一二月二二日開催の検討委員会の席上、各グループの代表による懇談会の開催を提唱された。この懇談会は主として前記の如き学員側と教職員側との意見を調整し、譲歩すべきところは互に譲歩し合い、円満な妥結点を見い出そうとするにあつた。懇談会は教員六名、職員一名、法曹会二名、南甲俱楽部二名、学員体育会一名、国会白門会一名、会計人会一名の一四名の外、大学側一名、正、副委員長、小委員会委員長に提唱者の向江委員を加えた一九名で構成され、外に幹事一名を置いた。

第一回懇談会は昭和五二年一月一八日開催されたが、席上、向江委員より「基本規定改正問題に関する向江提言」が示され、懇談会はこれをたたき台として討議をすすめることとした。紙数の関係上向江提言を全部掲載することはできないが、その要旨は次のとおりである。

(一) 総長制について

総長制は存置する。

総長には中央大学教授を充てる。やむを得ない時には中央大学名誉教授を充てることができる
前項にて総長を選任することが困難な場合には中央大学学長を総長に選任することができる。この場合学長の任期が満了し退職した場合でも総長の任期がある限りその職に止まる。

(二) 学部長の職務上理事制について

学部長は職務上の理事にしない。

各学部より理事適任者として推薦された者各一名、職員中より職員が新たに定めた機関を通じ、理事適任者として推薦された者一名合計六名を限度として、理事に選任する。

学部長又は事務職員から推薦されて役員に選任された者が、定年に達し、又はその職を退いた時にも、役員任期内はそのままその職に止まるものとする。

理事の定員を二名ないし三名、監事の定員を一名ないし二名増員する。

(三) 評議員の数およびその配分について

この問題については現行基本規定どおりとする。

第一回懇談会ないし第三回懇談会においては主として総長制の問題が取上げられたが、わが法曹会としては向江提言のうち総長制存置論については評価しながらも総長の被選資格を中央大学教授又は名誉教授に限定し、しかもこれを基本規定に明定することには難色を示した。教職員側からは現行基本規定第四条の「総長は教学に関する事項を主宰し」とあるのは学長の権限と抵触するので、この条項を削除するのであれば概ね向江提言を受け入れるよう検討するとされた。そこで懇談会は種々討論の結果、現行基本規定第四条第二項を「総長は、この法人の設置する学校その他学術研究機関を総括統理する」と改正して「教学に関する事項を主宰し」とあるのを削除し、他方総長の被選資格については、基本規定には規定せず、付帯決議によることとし、しかも総長の被選資格は原則として中央大学教授とするが、例外的に中央大学名誉教授、学員その他の関係者、その他学外一般からも起用し得る含みをもつて付帯決議し「総長は原則として中央大学教授のなかから選考するものとする」とすることとした。しかし「総括統理する」との文言については教学側から異論が出され、引き続き検討することとなつた。その余の各項については今後引続き懇談検討がなされる予定であるが、現在のような教学側と学員側との友好的雰囲気で懇談が続けられるならば当初予想されたような対立関係は解消し、円満な基本規定の改正作業が行われることと信ずる。

中大創立九〇周年記念事業募金現況報告

募金特別委員会委員長 入江正男

当委員会は、中大法曹会に対する割当額金七五〇万円に対し、昭和五一年七月一五日現在、申込額金七四五万一千円、納入額金六九九万円の実績を残した。

しかしながら、他の有力學員会支部との兼合い上、目標額を金二五〇万円増額し総額一千万円に引上げることが、昭和五〇年度第一回常任幹事会で決定された。

右の決定に従い、昭和五〇年九月二〇日募金委員会が開催され、後藤英三中大法曹会幹事長、入江正男募金委員会委員長以下十二名、事務局二名が集合のうえ次の事項が決定された。

- 一 増額分金二五〇万円は東京三弁護士会において負担する。
- 二 増額分の内金一二五万円を東弁に、一弁及び二弁にそれぞれ金六二万五千円を割合てる。
- 三 増額分募集実施案の立案のため小委員会を編成し、その任にあたる。小委員会は委員長、東京三弁護士会から各一名の連絡責任者を選出し、事務局一名を加えて五名を以て構成する。

右委員会の決定により、左のとおり小委員会のメンバーが決定した。

委員長 入江正男

東弁 阿部三郎

一弁 宮田耕作

二 弁 大 西 保

事務局 山 崎 源 三

小委員会は先ず募金募集状況の現状を把握するため、東京三弁護士会別に、申込者名、申込金額、納入金額の一覧表を作成し、併せて学研連関係の資料も作成することを決定し、その作業を事務局に委ねた。

昭和五一年九月一八日、午后一時から午后三時まで、一弁会議室で募金活動実施要領検討のため小委員会が開催され次の事項が決定された。

一 未納入者には各会個別に交渉する。

二 新たな募金活動として、寄附申込書、中央大学創立九十周年記念事業資金募金委員会作成の趣意書及び中大法曹会からの案内状を会員各位に送付する。

三 右資料は昭和五一年一〇月中に発送する。

右の決定に従い、東京三弁護士会の連絡責任者は、それぞれ各会の委員と協議してその実施に当った。委員各位の懸命の努力により、昭和五二年三月四日現在左のとおりの成果を挙げている。

申込額 納入額

東弁	一二九万二千円	一二九万二千円
一弁	一〇八万円	一〇六万円 （七万円 一 52.5）
二弁	四四万五千円	四四万五千円
計	二八一万七千円	二七九万七千円 （三〇〇万 52.5）

従つて、中大法曹会の募金申込額の累計は金一千二六万八千円、納入額の累計は金九七八万七千円となつた。今後当委員会は金四八万一千円の未納入金の徵収に当る。

夢

東京高裁判事 大前邦道

母校文科系四学部の多摩移転というまさに画期的な壮挙を近く迎え、緑の丘にそびえる新施設にふさわしい新中大カラーの形成、教学の改善、充実の方策を、母校百年の歴史をふまえ、教学側、学員共に同じ母校出身者として、真に虚心に考えるべき好機ですが、学員会の強大な在京支部の法曹会でも、直接母校の教學、学生の現状に触れる機会のある人は、母校の役員や学員会の役員である極く少数の方に限られ、他の人はこれを知る機会はありません。昨年から法曹会の小壯氣鋭の方々が法職課程特別講座に応援出講され、学生に接しその実状を知られたことはこの点で大いに意義があつたと思います。学員の少しでも多くの人が新校舎を尋ね母校の現状に触れ、母校発展の方策を考え、母校との紐帶をより強くするような機会と施設を作つて貰いたいと思うのは、私一人の見果てぬ夢でしちゃうか。

法学教育と法律事務の谷間

司法研修所教官
検事 寺 西 輝 泰

春、司法研修所にも新らしい修習生を迎へ、四ヶ月間の前期修習が開始される。この新入生を迎えるにあたり、今年もまた虚しい努力をくり返さなければならないのかと思ふ悩むこのごろである。

一般的に修習生は、観念的・抽象的理論好み、理論の論理性を追及し、とかく事件の実態を直視しようとする、また結論の合理性・妥当性に対する関心が薄い傾向が強い。抽象的・観念的な思考ができるることは、法律家として必要なことであり、大学での法学教育もこのようない能力の開発・向上に重点がおかれているようである。

ところが、法律事務家は、具体的な社会現象である特定の事件について、その実態に即した合理的で妥当な結論を発見し、その事件を解決することを職務とする。

そこで、法律事務家としての教育は、大学教育で身につけてきた抽象的・観念的な思考態度から、事件の実態を直視し、その実態に即した理論を開拓し、合理的で妥当な結論を得ようとする実務家の思考態度への脱皮をさせることから始めなければならない。それなのに、大学教育が身にしみ込んだ修習生は、むしろ、実務家の思考態度に拒絶反応を示し、四ヶ月という短期間では、ほとんど効果をあげないで実務修習に送り出すことになるのである。

今年も、大学教育と法律実務の谷間で思い悩まされる時期を迎へようとしている。

入試数学と論理性

弁護士 玉田郁生

先ごろの大学問題特別委員会の席上、資質の優れた学生を入学させるために、中大でも入試に数学を課すべしとの意見が出た。論理的思考能力のテストには数学が最適だから、というのがその論拠である。

ところで、私は、ひょんなことから、昨年来東京水産大学で民法・商法を講じ始めた。水大は、水産に関する基礎理論と技術を教える理科系単科大学で国立一期校、教職課程を履修すれば水産・理科・工業等の免許状が与えられるという具合だから、入試科目には当然数学も理科もある。それでは水大生はみな論理的な頭脳の持主ばかりかというと左に非ず。

私は、試験に代えてレポートを書かせる。事例問題数箇を与えて一つを選択させるのだが、「結論がどちらへ転ぼうとも構わない。これに至る論理過程がキチッと書けているか否かを採点する。」と申渡す。こうして提出されたレポート前期・後期併せて約六十通を読んでみると、この採点基準に照した出来不出来のバラツキは大変なものである。箸にも棒にもかからず、可哀想だが落第点をつけたものの前期一名、後期七名、単位をとり損ねた者五名に上る。六対一の戦死率である。

また、私の依頼者の一人に、旧制一中・一高・東大・某経済官庁と、すべてトップで駆け上った人物が居る。彼らは自ら「記憶力は国際級」と称し、遠い昔の些細な事まで「忘れることが出来ない」というのだが、数学は全部まる暗記で通したそうだ。こう見て來ると、数学の出来不出来や好き嫌いと、論理的思考能力の高低との間には、どうも必然的関連性は無いのではないかと思われる。そうでなければ私も困る。大たい中大の入試に数学があつたら私は入学し損ねていよう。同様に感じられる方々が割合多いのではなかろうか。

大学問題特別委員会活動

弁護士 鈴木秀雄

この委員会も昭和四四年の春に設けられてから八年近くになる。母校中央大学は当時熾烈な学園紛争の中にあつた。この紛争の実相とその真因をつまびらかにし速に法の秩序による大学自治の確立をめざし時宜に適した対策を樹てるということで、当面の中央大学の諸問題につき調査・研究しその見解を幹事長に報告することを目的として発足した。

委員会は研究会を開き各委員も多忙にも拘らず良く出席し大学関係者も招いて熱心に実情を調査し研究していくつかの成果をあげてきた。中央大学基本規定改正に関するわが法曹会の意見書発表もその一つであり、代々木学生寮問題の解決についてもこの委員会活動が寄与するところが大きい。現在研究が進められている母校の法学教育の充実に関する諸方策についてもOBとして大学に効果ある提言のできる日も遠くないであろう。

学生の頃から考えていたこと

弁護士 本間 崇

素質のある学生をより多く入学させる方法の一環として、入学試験の実施方法の改善が現に議論されている。結局は、学力の高い受験生が数多く中大入学を志望すれば、入学者の質的向上は必至なのである。そのためには、司法試験での大量合格の業績や授業内容の充実などのチャーミングポイントも欠かせないが、大学受験界でどの位にランクされているかという点は、優秀な受験生を募る上で最も重視されるべき要因であると思う。今や小学校から始まる学習塾ブームに冒されて、入学試験が易しい大学は、いわゆる有名高校や有名予備校の蔑視の対象となっている。であるから、入学試験は、科目数も多く内容も難かしい方がよい。そうすればランクは高まり力のある受験生は自負心を損われることなく集う。現実はそういうものなのだ。嘘だと思ったら法学部だけでも試みてみるがよい。志願者数が減つて受験料収入がその分だけ減つたとしても、それとは比較にならぬ位のメリットが齎らざるに違いないから。

司法試験雑感

弁護士 内野 経一郎

学校が荒廃してきて、塾が栄えはじめたという記事をみたことがある。最近、司法試験の為や有料（だいぶ高い
ようです）勉強会が盛んな様子。これは大学の荒廃のしからしむるところか。

何はともあれ、中大出身合格者の減少は淋しい限りだ。今のうちに何とかしないと失速つい落の運命をたどるぞ
という危機感をもつのは母校の底力に対する信頼が足りないせいか。

我々の在学中、先生方が、学生に「司法試験ばかりが人生ではない」と水をさして居られた頃、東大の三ヶ月先
生が司法試験の重要さを説き、早稲田では、動かない学生をあおって、齊藤金作先生が、「司法試験馬鹿」といは
れている話をきいていた。

今この「司法試験馬鹿」教授として、早稲田の鈴木教授の名前がきこえてきても、母校に「司法試験馬鹿」とい
はれる教授の名前をきかないのは愛校心が欠如しているせいなのだろうか。

学員のための学員会館の展望

弁護士 大 西 保

懐しい駿河台から昭和五五年三月迄には、中央大学は完全に多摩丘陵に移転することとなつた。二十数万の白門出身者にとっては神田駿河台への名残り尽きないものがある。

駿河台の本拠地を手放しても、尚巨額の借金をかかえて多摩移転を実施する大学にとっては、処分できる資産は換金して借金を減らしたいであろうが、学員の強い要望もあって駿河台の一部に大学会館は残されて学員のための会館として使用すべく、その管理運営について委員を選任して昨年の八月から研究討議されている。

その委員会での結論はまだ出ていないので公表の限りでないが、学員会の発展と学員相互の懇親を深めるためどのように運営したらよいかが熱心に考究されている次第である。

わが法曹会支部の中から今井忠男、石田寅雄の両先生のほか三名が参加しているが、昭和五五年の四月頃からは皆さんに大いに利用して頂けるものと期待している。

中央大学済美会の学員会支部結成について

弁護士 松 家 里 明

中央大学済美会は中央大学学員会のご承認を得て昭和五〇年一〇月六日学員会支部を創立し、又、翌昭和五一年二月二七日には中央大学学術研究団体連合会（学研連）に加入させて戴きました。

済美会は、昭和一七年四月中央大学予科出身者が中心となって「中央大学冠絃会」という名称のもとに設立された団体ですが、戦後その名称を「中央大学済美会」と変更し、今日に至っています。

設立当初は司法試験を目的とした研究団体ではありませんでしたが、昭和二五年、六年頃より司法試験を志す会員が多くなり、現在は法曹を目指す者の研究団体となっています。

私が済美会に入会した昭和二九年当時、済美会の法曹人口はその年の司法試験合格者三名を含めても九名に過ぎませんでした。

しかしその後、大学の暖かいご支援と、諸先輩の大変なご尽力また会員の努力によって小人数の研究団体ではありますか毎年司法試験の合格者を輩出し今日では法曹人口も一〇〇名を越えるに至りました。

このように済美会が発展することができましたのも、母校のご支援の賜物でありますので、些かなりとも母校の興隆に寄与することを念願して学員会支部を結成し、又なお一層学術の研鑽を積むために学研連に加入させて戴いたのであります。

支部創立総会には、谷村学員会会长を初め崎田中央大学常任理事、入江学研連委員長、他多くのご来賓のご臨席を仰ぎ、済美会支部誕生をお祝いして戴き会員一同深く感謝している次第であります。

又、学研連加入につきましては、全会一致をもつて加入のご承認を戴きました上に、昭和五一年一〇月一八日には盛大な加入披露パーティまで開催して戴き、大変恐縮している次第であります。

私共済美会の法曹会員は、中央大学法曹会の一員でもありますから、今後、母校及び中央大学法曹会の発展のために、微力ではございますが努力を重ねて行く所存でありますので、今後ともご支援ご指導を賜りますよう心からお願い申し上げる次第であります。

中央大学法曹会会則

-
- 第一条 本会は中央大学法曹会と称し、中央大学学員会の支部とする。
本会の事務所を東京都千代田区霞が関一丁目一番に置く。
- 第二条 本会は会員相互の親睦をはかるとともに、中央大学の興隆と司法の発展に寄与することを目的とする。
- 第三条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- 一、中央大学の健全な運営に協力し、意見を具申すること。
 - 二、会報及び会員名簿の発行
 - 三、研究会、講演会及び座談会の開催
 - 四、その他必要と認める事業
- 第四条 本会は中央大学学員である在京の法曹並びに本会の趣旨に賛同する中央大学学員たる法曹をもつて組織する。
- 第五条 本会の趣旨に賛同して会員になろうとする者は、幹事長にその旨申出るものとし、幹事長は常任幹事会の議を経てこれを受入れるものとする。
- 本会に次の役員を置く。
- 一、幹事長 一名
二、副幹事長 二名
三、常任幹事 二五名

四、幹事 百名以内

五、会計監事 三名以内

第六条 幹事及び会計監事は総会において選任する。但し、幹事は別に定める規程により選出した候補者の中から選任するものとする。

幹事長、副幹事長及び常任幹事はいずれも幹事の互選による。

第七条 役員の任期はすべて一年とする。但し再任を妨げない。

第八条 本会に顧問及び参与を置くことができる。顧問及び参与は総会の議を経てこれを委嘱する。
顧問及び参与は本会の管理運営につき隨時その諮問に応えるほか幹事会または常任幹事会に出席して意見を述べることができる。

第九条 幹事長は本会を代表し会務を掌理し、中央大学学員会の支部長となる。

副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは予め定めた順序によりその職務を代行する。

幹事及び常任幹事はそれぞれ幹事会及び常任幹事会を構成し、おのおの所定の職務を行うものとする。
会計監事は本会の会計を監査するものとし、常任幹事会及び幹事会に出席し、意見を述べることができること。

第十一条 総会は定時と臨時に分ち、定時総会は毎年五月中に幹事長がこれを召集する。

幹事長が必要ありと認めたときは臨時総会を召集することができる。

幹事長は、百名以上の会員が別に定める規程により会議の目的たる事項を示して臨時総会の召集を請求したときは、遅滞なく、これを召集しなければならない。
総会においては幹事長が議長となる。

総会の議事は出席者全員の過半数によつて決する。

第十一條 幹事会は毎年二回以上幹事長の召集によりこれを開く。

幹事長は、幹事十五名以上の連署による請求を受けたときは、遅怠なく、幹事会を召集しなければならない。

幹事会においては幹事長が議長となり、本会の運営上重要な事項及び本会の会員を中央大学の理事、監事、評議員その他役職員並びに中央大学学員会の役員の各候補者に推せんする事項を議決する。

第十二條 常任幹事会は幹事長、副幹事長、常任幹事をもつて組織し、少くとも、年四回以上、幹事長の召集によりこれを開く。

幹事長は、常任幹事五名以上の連署による請求を受けたときは、遅怠なく、常任幹事会を召集しなければならない。

常任幹事会においては幹事長が議長となり、本会の常務及び運営上必要な一切の事項を協議決定する。

第十三條 本会は必要に応じ、幹事会の議を経て、委員会をおくことができる。

委員会の組織、権限、運営に関する事項は幹事会においてこれを定める。

第十四條 本会の経費は会費、寄付金及びその他の収入をもつて支弁する。

第十五條 本会の会計年度は毎年四月一日より翌年三月三一日までとする。

予算及び決算は幹事会の議を経て、総会の承認を得なければならぬ。

第十六條 本会則は、総会において出席会員の三分の二以上の同意を得て、改正することができる。

第十七條 本会に事務局をおく。

事務局に関する規定は別にこれを定める。

付 則

本会則は昭和四四年五月一七日から施行する。

従前の本規約は同日廃止する。

この会則施行の際現に顧問である者はこの会則により委嘱したものとみなす。

中央大学法曹会事務局規程

第一条 中央大学法曹会事務局に次の職員をおく。

1 局長 一名
2 次長 五名

第二条 局長及び次長は、幹事会の議を経て幹事長がこれを任免する。

第三条 局長は幹事長の命を受け、事務局一切の事務を処理する。

次長はその担当事務について局長を補助する。

第四条 幹事長は幹事会にはかり、事務処理について、細則を定めることができる。

付 則

この規程は昭和四九年六月一日より施行する。

会員の請求による臨時総会召集規程

第一条 この規程は、中央大学法曹会会則第十条第三項による臨時総会召集に関する事項を定めることを目的とする。

第二条 百名以上の会員が、会則第十条第三項により、臨時総会の召集を請求しようとするときは、連署によるものとする。

第三条 前条の場合において、会員は臨時総会の開催に必要な経費を、あらかじめ、幹事長に預託しなければならない。

前項の経費は、印刷費、通信費、会場費等幹事長の積算する額によるものとする。

第四条 この規程の改正は会則改正の手続による。

付 則

この規程は改正会則施行の日から施行する。

幹事候補者選出規程

第一条 この規定は中央大学法曹会会則第六条による幹事候補者の選出に関する事項を定めることを目的とする。

第二条 本会の幹事候補者の選出については、これを選任する総会の日迄にそれぞれ会員の所属する各弁護士会、裁判所及び検察庁を職域とする各選出区毎に投票又は投票以外の方法により各別にこれを行うも

のとする。

第三条 幹事の選出区及び選出すべき幹事候補者の員数は次のとおりとする。

第一区 東京弁護士会 四〇名

第二区 第一東京弁護士会 一八名

第三区 第二東京弁護士会 一八名

第四区 裁判所 一二名

第五区 檢察庁 一二名

第四条 この規程に定めない事項につき必要のあるときは幹事会においてこれを決定することができる。

第五条 この規程の改正は会則改正の手続による。

付 則

この規程は改正会則施行の日から施行する。

中央大学法曹会役員、委員等名簿（昭和五十一年度）

一、中大法曹会顧問、役員等

(1) 顧問

石井 一郎	柏原 語六	藤井 邦	内山 田作	山本 清二郎	山本 政喜	八島 三郎
石田 寅雄	兼平慶之助	金子文六	坂井改造	谷村唯一郎	荻山虎雄	大塚喜一郎
今井 忠男						

			(2)	参与	龍前茂三郎
藤野滝	小日○	○赤坂正男	(3)	幹事長	遠藤利一郎
井島沢	小林下文	○宗沢忠幸	(4)	副幹事長	馬越旺輔
光良	国宏	○栄澤幸也	(5)	幹事	橋本三郎
春春	男雄	○日下文雄	(東京弁護士会)	大前邦道(裁判所)	小木貞一
本間	原玉	○紺野	○印は常任幹事)	安原正之(東弁)	戸田宗孝
山	間山	田野	依田敬一郎(一弁)	大前邦道(裁判所)	米田為次
庫	原郁	利和	岩下肇(検察庁)	阿部三郎	清水繁一
崇	佳生	稔光	依田敬一郎(一弁)	嘉夫三郎	井出甲子太郎
森	浜菅	篠後	木戸口久治(二弁)	秋山邦夫	松島政義
田	沼隆	原千	木戸口久治(二弁)	太田常雄	向江璋悦
洲	秀志	広英	木戸口久治(二弁)	岩田満夫	松井宣
右		三	木戸口久治(二弁)	邦夫	
山	日中	鈴木	木戸口久治(二弁)	雨宮真也	
本	野村	木	木戸口久治(二弁)	佐伯仟之助	
忠	忠久	秀茂	木戸口久治(二弁)	伊東経一郎	
義	義三郎	八郎	木戸口久治(二弁)	内野知和憲	
安	(平副原幹岡事正長高)	○繩稚	木戸口久治(二弁)	児島伊東経一郎	
之	志登茂	高木	木戸口久治(二弁)	秋知和憲	
			木戸口久治(二弁)		

(第一東京弁護士会)

○入江 正男

○信 部 高雄

宮田 光秀

(副幹事長)

依田 敬一郎

(第二東京弁護士会)

荻野 陽三

小野 道久

吉田 勸

山崎 源三

大塚 功男

(副幹事長)

木戸口 久治

多田 建之助

(事務局次長)

坂本 武

○中津 靖夫

内山 弘

○齊藤 兼也

○斎藤 素雄

(裁判所)

(副幹事長)

○野宮 利雄

川坂 二郎

三枝 信義

荻野 陽三

○柴田 徹男

宮田 耕作

○柳沢 義信

田口 邦雄

○倉田 雅充

深沢 勝

○斎藤 岩次郎

○小川 泉

土田 勇

○寺尾 正二

○大前邦道

○柳酒井嘉

(副幹事長)

○大前邦道

○柳酒井嘉

○斎藤素雄

○吉本英雄

○松家里明

柳原嘉藤

柳原嘉藤

○斎藤素雄

柳原嘉藤

(検察庁)

(副幹事長)

新井弘二
○佐藤忠雄

岩下肇
末永秀夫

押谷鞆雄
中津川彰

佐野真一
藤本一孝

栗本六郎
水原敏博

(6)

会計監事

三上庄一

(7)

事務局

中井宗夫(東弁)

小田切秀(一弁)

村山芳郎(二弁)

二、大学問題特別委員会委員

(東京弁護士会)

◎印委員長

事務局長
事務局次長

安藤
亀井忠夫(東弁)

大塚功男(二弁)
山崎源三(一弁)

内野経一郎

本間滝沢国崇
間兒島雄平
安藤太田常雄
安藤太田常雄

森玉紺
田紺野
洲郁右
生右生

繩稚
日下文
登雄

浜鈴秀
木秀和
木秀和

藤高春
井光春
木茂

岩田滿
荻山虎雄
市橋千鶴子

亀井忠夫
亀井忠夫

久木野利光
久木野利光

小池金市
沢忠幸

中井宗夫(東弁)

◎印委員長

事務局長
事務局次長

安藤
亀井忠夫(東弁)

大塚功男(二弁)
山崎源三(一弁)

内野経一郎

小池金市
沢忠幸

(第一東京弁護士会)

入江正男

梶原

倉田

雅充

小屋

敏一

坂

志磨夫

信部

高雄

深沢

勝

正

依田敬一郎

(第二東京弁護士会)

石井一郎

今井忠男

大西

保

荻野

陽三

笠井

盛雄

松井

宣

木戸口久治

坂本建之助

鈴木近治

中津靖夫

中津

源三

山崎

源三

山田

賢次郎

(裁判所)

浅香恒久

大前邦道

小川

泉

高木

典雄

土田

勇

三上庄一

(検察庁)

岩下肇

中津川彰

西村常治

水原敏博

篠原千広

三、中大創立九〇周年記念事業募金特別委員会委員

◎印委員長 △印連絡委員

(東京弁護士会)

△阿部三郎

石田寅雄

小林宏也

佐伯

弘

篠原千広

平岡高志

吉田勸

吉本英雄

吉本英雄

吉本英雄

吉本英雄

(第一東京弁護士会)

◎入江正男

△宮田耕作

吉田勸

吉本英雄

吉本英雄

吉本英雄

吉本英雄

(第二東京弁護士会)

△大西保

荻野陽三

野宮利雄

松井宣

(裁判所)

佐野昭一 高木典雄

(検察庁)

竹村照雄

四、会報編集委員会 ◎印委員長

堤淳一(東弁)
若林秀雄(一弁)
土田勇(裁判所)

◎内山
岩下
肇(検察庁)

小野道久(三弁)
深沢守(一弁)

中央大学法曹会會員名簿

(昭和五二年三月現在)

裁判所関係会員名（四六名）

秋山寿延（最高裁）	秋吉稔弘（東京高裁）	浅香恒久（東京地裁）
新矢悦二（最高裁）	稻田竜樹（東京地裁）	生島三則（東京地裁）
井筒宏成（東京地裁）	板垣範之（東京地裁）	井田友吉（最高裁）
榎本豊三郎（八王子支部）	大川勇（八王子支部）	大前邦道（東京高裁）
太田豊（東京高裁）	大塚喜一郎（最高裁）	小川泉（渋谷簡裁）
奥平守男（東京地裁）	小野幹雄（東京地裁）	糟谷忠男（東京高裁）
海保寛（東京地裁）	笠井昇（東京地裁）	川上正俊（東京地裁）
川島貴志郎（東京地裁）	神田正夫（八王子支部）	木村輝武（東京高裁）
小林亘（東京地裁）	斎藤昭（東京高裁）	酒井雄介（松戸簡裁）
佐野昭一（東京高裁）	瀬下貞吉（退官）	田畠部秀穂（最高裁）
高木典雄（最高裁）	滝田薰（東京高裁）	寺尾常彦（東京高裁）
土田勇（東京地裁）	寺尾正二（東京高裁）	原島克洋（八王子支部）
彬（東京地裁）	並木茂（司法研修所）	寺尾克巳（東京地裁）

藤原康志（東京地裁）
宮嶋英世（司法研修所）
山崎宏八（東京高裁）

法務省関係会員名（九一名）

相沢重一（東京高檢）
飯田英男（刑事局）
今井良児（司法研修所）
大久保博通（東京地檢）
大和谷毅（東京地檢）
甲斐中辰夫（東京地檢）
加藤圭一（東京地檢）
監野健彦（東京地檢）
栗本六郎（最高檢）
小林康人（東京高檢）
近藤太朗（東京地檢）
設楽英夫（東京高檢）
末永秀夫（入国管理局）
高橋武三（東京地檢）

三浦 力（東京家裁）
村重慶一（東京地裁）
柳原嘉藤（東京高裁）

三宅弘人（最高裁）
柳原嘉藤（東京高裁）

秋山真三（東京地檢）
石川達紘（東京地檢）
井村章（東京高檢）
太田修（東京地檢）
押谷靭雄（司法研修所）
笠原靜夫（東京地檢）
川島興（東京地檢）
清沢義雄（公安調査庁）
川原史郎（東京地檢）
加藤清明（人権擁護局）
乙部二郎（民事局）
大竹健嗣（東京地檢）
岩下肇（法務総合研究所）
泉川健一（八王子支部）
新井弘二（法務総合研究所）

田代則春（内閣官房）
竹内康宏（東京法務局）
田園田幸男（東京地檢）
神宮寿雄（法務総合研究所）
鮫島清志（東京地檢）
五味朗（八王子支部）
佐野真一（司法研修所）
下平坦（東京地檢）
黑須雅博（東京地檢）
子原英和（東京地檢）
五島幸雄（東京地檢）
窪田四郎（東京地檢）
川原史郎（東京地檢）
加藤清明（人権擁護局）
乙部二郎（民事局）
大竹健嗣（東京地檢）
岩下肇（法務総合研究所）
泉川健一（八王子支部）
新井弘二（法務総合研究所）

辻井	治（訟務局）
寺西輝泰（司法研修所）	寺尾淳（東京地検）
寺友野	守（法務総合研究所）
中重正人（八王子支部）	寺尾淳（東京地検）
中山純一（東京地検）	戸谷勝寿（東京地検）
野崎哲哉（東京地検）	長井博美（東京地検）
日浦登（東京地検）	中津川彰（東京地検）
広畠速（東京地検）	西村好順（八王子支部）
本田守弘（東京地検）	林国男（東京地検）
松浦恂（東京地検）	平田定男（東京地検）
三上庄一（東京高検）	藤本一孝（東京地検）
水上寛治（東京地検）	牧野雄一（東京地検）
宮本喜光（人権擁護局）	松田昇（官房人事課）
山村上格一（東京高検）	水崎松夫（公安調査庁）
渡辺田尤孝（東京地検）	峯岸益雄（東京地検）
横山山下守英（司法研修所）	三輪泰二（東京地検）
横山山辺山辺	安田哲也（東京地検）
横山精一郎（東京高検）	吉川寿純（東京地検）

土屋守（法務総合研究所）	寺尾淳（東京地検）
戸谷勝寿（東京地検）	富田益行（東京地検）
長井博美（東京地検）	永野義一（東京地検）
中津川彰（東京地検）	中野林之助（東京高検）
西村好順（八王子支部）	野崎悦宏（東京法務局）
林国男（東京地検）	原武志（東京地検）
平田定男（東京地検）	弘津英輔（八王子支部）
藤本一孝（東京地検）	堀口勝正（東京地検）
牧野雄一（東京地検）	弘津英輔（八王子支部）
松田昇（官房人事課）	松鶴潔（東京地検）
水崎松夫（公安調査庁）	丸山利明（矯正局）
峯岸益雄（東京地検）	水原敏博（東京高検）
三輪泰二（東京地検）	三野昌伸（東京高検）
安田哲也（東京地検）	宗像紀夫（東京地検）
吉川寿純（東京地検）	山崎恵美子（東京地検）
山本武久（東京地検）	山本武久（東京地検）

寺尾淳（東京地検）	寺尾淳（東京地検）
富田益行（東京地検）	富田益行（東京地検）
永野義一（東京地検）	永野義一（東京地検）
中野林之助（東京高検）	中野林之助（東京高検）
野崎悦宏（東京法務局）	野崎悦宏（東京法務局）
原武志（東京地検）	原武志（東京地検）
弘津英輔（八王子支部）	弘津英輔（八王子支部）
堀口勝正（東京地検）	堀口勝正（東京地検）
弘津英輔（八王子支部）	弘津英輔（八王子支部）
松鶴潔（東京地検）	松鶴潔（東京地検）
丸山利明（矯正局）	丸山利明（矯正局）
水原敏博（東京高検）	水原敏博（東京高検）
三野昌伸（東京高検）	三野昌伸（東京高検）
宗像紀夫（東京地検）	宗像紀夫（東京地検）
山崎恵美子（東京地検）	山崎恵美子（東京地検）
山本武久（東京地検）	山本武久（東京地検）

東京弁護士会会員名（九七〇名）

阿南三千子	淺香和子	阿部寛子	相澤建子	新井重志	朝倉正明	雨笠繁幸	浅野義雄	秋田昭三	浅山光治	荒田昭八	井義治	阿比留進	東里秀	安達幸衛	
(一)	(一)	(一)	(二〇期)	(一)	(一)	(一六期)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	
"	"	"	(二二期)	"	"	(二〇期)	"	(二〇期)	"	(二〇期)	"	(八期)	"	(期前)	
)))))))))))))))	
浅野正浩	安藤貞一	鮎川定一	藤川徳一	古川栄一	妻川真一	池基典	赤輝一	我基輝	赤也	荒川昭也	雨宮真也	見川也	知也	柏邦也	
(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	
)))))))))))))))	
相利隆	有田馬幸	秋元修	荒井修	洗洋	芥川洋	足立洋	安憲英	安基成	安哉成	安功哉	安光哉	穴山光	安章功	穴真光	阿水真
(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
))))))))))))))))
有田隆	秋元二	荒井一	洗成一	芥川基	足立英	安憲哉	安哉功	安哉哉	安哉哉	安哉哉	安哉哉	穴山光	安章功	穴真光	阿水真
(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
))))))))))))))))
有田隆	秋元二	荒井一	洗成一	芥川基	足立英	安憲哉	安哉功	安哉哉	安哉哉	安哉哉	安哉哉	穴山光	安章功	穴真光	阿水真
(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
))))))))))))))))

伊 飯 猪 稲 飯 市 和 伊 五 稲 石 伊 石 石 飯 有 荒
東 塚 熊 沢 塚 橋 泉 藤 嵐 葉 井 賀 井 田 野 正 山
重 宏 計 千 芳 和 岩 嘉 正 寅 太 二 國
正 孝 二 一 吉 鶴 子 郎 夫 男 修 夫 滿 一 雄 郎 雄

(一) (一) (一) (一) (一) (一) (九) (八) (六) (一) (一) (一) (一) (一) (一) (期)
" " " " " " ○ (期) (期) (期) " " " " " " " " (前)
(一) (一)

伊 飯 伊 系 伊 石 飯 伊 石 岩 伊 今 井 盧 池 安 赤
丹 田 藤 藤 原 野 沢 川 田 藤 井 上 原 內 藤 谷
經 平 正 銀 豊 英 良 滿 修 豊 四 常 省 良 孝
治 実 信 敏 藏 昭 仁 造 雄 夫 佐 治 郎 一 三 一 士

(一)
" " " " (四) (期) (三) (期) " " " " " " " " " " " " (二七期)
(一) (一)

板 伊 岩 岩 糸 石 猪 市 市 岩 入 岩 井 池 飯 朝 秋
垣 藤 淵 嶽 賀 橋 股 川 川 村 沢 本 上 田 田 倉 山
圭 健 喜 照 隆 武 峯 由 正 敬 年
介 哲 治 公 昭 護 藏 渡 己 弘 宝 亀 太郎 直 紹 二

(一)
" (一)
(一) (一) (一) (一) (一) (一) (一) (一) (一) (一) (一) (一) (一) (一) (一) (一) (二八期)
(一) (一)

内野好稠	宇田川敏	鶴島	伊佐山	岩崎	伊田	石川	井出	飯田	猪原	池田	稻野	石渡	入沢	石川	稻田	池田	しげ子	
(二期)	(七期)	(一期前)	(一二期)	(二五期)	(三四期)	(二四期)	(二三期)	(二二期)	(二一期)	(二三期)	(二二期)	(二三期)	(二二期)	(二二期)	(二二期)	(二二期)	(二二期)	
宇田川孝雄	浦田乾道	植田兼司	板垣吉郎	飯沼桂允	池田山治	石井桂一	今井義勝	板垣繁	伊藤孝雄	伊藤光繁	五十嵐まゆ	今井健夫	稻見友葉	池田清葉	石井芳夫	稻田英之	池田光之	
(一六期)	(八期)	(一七期)	(二七期)	(二六期)	(一七期)													
内野経一郎	上治清	内谷銀之助	伊藤伴子	井野賢士	井上勝	岩井重義	伊士	井義	井幸	井正治	伊藤和夫	池内正治	饭塚和夫	池内昌	饭塚和弘	池内敬三郎	饭塚弘	池内哲郎
(一七期)	(一九期)	(四期)	(二八期)															

大 浜	小 川	小 方	緒 里	大 山	荻 虎	大 石	江 口	江 古	榎 伸	江 藤	江 見	上 野	宇 田 川	宇 津 木	上 杉	(一八期)	
勝 恒	利 明	治 明	三 浩	川 浩	方 邦	里 邦	山 雄	石 雄	シ ョ	弘 一	精 馨	盛 一	秀 (期 前)	忠 彦	文 浩	(一九期)	
(二 期)	(二 期)	(二 期)	(二 期)														
大 荻	大 谷	大 原	大 喜	奥 喜	原 良	原 良	田 英	田 英	榎 逸	遠 藤	遠 藤	江 藤	遠 藤	浦 原	上 村	(一九期)	
山 津	津 谷	忠 貞	忠 次	忠 次	貞 次	貞 次	則 市	則 市	雄 郎	和 郎	和 郎	彦 夫	彦 武	利 一 郎	数 弘	利 劉	(一九期)
(六 期)	(三 期)	(二 期)	(二 期)	(二 期)	(二 期)	(二 期)											
緒 篓	大 浜	大 田	大 野	小 田	小 野	小 田	太 田	太 田	遠 藤	海 老 原	江 口	江 口	江 口	植 松	宇 田 川	宇 野	(一九期)
方 川	方 川	勝 義	勝 義	義 高	義 高	久 久	正 正	常 正	義 一	信 一	保 沢	保 忠	保 幸	浜 功	浜 江	文 一	(一九期)
(七 期)	(一 期)	(一 期)	(一 期)	(一 期)	(一 期)												

柏	岡	太	小	小	大	大	大	大	大	小	大	大	小	大	大	大	庭
倉	本	田	山	柳	沢	内	西	場	杉	高	原	辻	輪	竹	崎	嚴	
栄	孝	出来	一	英	勝	和	滿	美	正	直	寛	威	耕	男	男	登	
助	栄	久	雄	晃	正	男	隆	男	義	範	直	寛	威	耕	男	登	

(期前)	(二八期)	(二六期)	(二四期)	(二二期)	(二〇期)	(二八期)	(二九期)	(二八期)	(二九期)	(二七期)	(二六期)	(二五期)	(二〇期)	(二九期)	(二九期)	(二九期)	(二九期)
------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

川	尾	小	大	岡	小	岡	小	大	大	小	大	大	小	小	大	河	
下	崎	名	関	村	川	垣	野寺	谷	木	森	森	川	関	倉	忠	内躬恒	
清	俊	雄	一	親	信	宏	利	季	郁	綾	実	厚	淑	子	子	義	
海	之	郎	榮	宣	明	和	孝	義	哉	子	厚	実	子	子	子	恒	

(二七期)	(二六期)	(二五期)	(二二期)	(二一期)	(二〇期)	(二九期)	(二九期)	(二八期)	(二九期)	(二七期)	(二六期)	(二五期)	(二四期)	(二三期)	(二二期)	(二一期)	(二一期)
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

川	尾	大	大	小	小	岡	大	小	奥	大	大	小	小	大	野		
野	高	塚	内	野	川	田	竹	野寺	野	塚	房	塚	川	幡	正	重	
豊	泰	猛	絃	裕	信	由	健	善	一	孝	次	仲	吉	雄	雄	信	
	聖	紀	彦	一	之	雄	起子	彦	夫								

(一一期)	(一二期)	(一三期)	(一四期)	(一五期)	(一六期)	(一七期)	(一八期)	(一九期)	(一二期)	(一一期)	(一二期)	(一三期)	(一四期)	(一五期)	(一六期)	(一七期)	(一一期)
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

加賀美 金 金 柏 金 亀 亀 加 上 春 神 金 貝 金 籠 柏 河
井 子 谷 子 丸 井 藤 村 日 崎 子 塚 子 宮 原 上
清 孝 治 秀 健 龍 忠 義 正 正 次 秀 慎 一 語 六 市
七 雄 男 男 一 郎 夫 明 二 寛 陳 康 郎 男 平

(二七八期) (一) (二三期) (二二期) (一) (一)

管 川 柏 風 川 金 梶 神 川 川 角 梶 鹿 笠 金 加 藤
野 名 原 間 上 田 原 山 又 崎 尾 原 島 原 沢
兼 照 敏 幹 三 充 美 次 剛 信 和 恒 喜 代 三 清
吉 美 行 夫 郎 男 茂 智 子 男 剛 信 夫 雄 一

(一) (二五期) (一) (一)

河 菅 金 金 片 川 川 金 片 川 海 籠 神 笠 兼 川
和 丸 住 村 勝 濱 澪 泽 山 越 法 原 谷 原 平 島
哲 重 弘 典 光 勝 仁 恭 一 憲 幸 秋 咸 吉 郎 慶 之 助
雄 夫 司 子 雄 則 司 男 光 治 平 二 力 任 之 助

(一) (三六期) (一) (一)

久々 湊	窪	黒	黒	国	倉	久	久	清	北	北	菊	岸	木	岸	菊
田	田	沢	吉	田	保	保		見	村	川	地	村	村	副	地
道	健	隆	辰	良	靖	清	千		一	雅	仙	忠	浜	儀	平太
夫	夫	雄	三	雄	平	一	里	栄	夫	男	治	彦	嚴	雄	政
(一 五 期)	(一 三 期)	(一 二 期)	(一 一 期)	(一 〇 期)	(一 九 期)	(一 八 期)	(一 七 期)	(一 六 期)	(一 五 期)	(一 四 期)	(一 三 期)	(一 二 期)	(一 一 期)	(一 〇 期)	(一 九 期)
黒 沢	桑 本	黒 沢	久 保 田	工 藤	栗 原	楠	久々 湊		木 村	木 川	木 戸 口	菊 池	木 川	木 田	岸 野
雅 寛				昭 祐	祐 爾	元 一 郎			康 定	統 一 郎	久 義	史 憲	惠 章	純 一	順 二
(一 八 期)	(一 四 期)	(一 三 期)	(一 二 期)	(一 一 期)	(一 〇 期)	(一 九 期)	(一 八 期)	(一 七 期)	(一 六 期)	(一 五 期)	(一 四 期)	(一 三 期)	(一 二 期)	(一 一 期)	(一 〇 期)
熊 木	久 木 野	栗 田	黒 田	倉 田	黒 田	日 下	国 原		木 ノ 下	菊 地	木 村	木 村	木 村	菊 本	北 島
利 正	光	盛	而	清	哲	幾	文	賢	一 郎	吉 孝	敏 介	健 一	治 男	利 光	初 次
(一 九 期)	(一 六 期)	(一 五 期)	(一 四 期)	(一 三 期)	(一 二 期)	(一 一 期)	(一 〇 期)	(一 九 期)	(一 八 期)	(一 七 期)	(一 六 期)	(一 五 期)	(一 四 期)	(一 三 期)	(一 二 期)

児玉	小島	高村	小谷	後池	小藤	金山	紺野	近藤	阿野	近藤	小林	後藤	児玉	楠本
勇洋	二祐	正彦	慎一	健治	徳司	一秀	稔勉	健一	暉善	孝二	孝三	英三	義史	熊野朝三

(一二期) (二三期) (一七期) (一六期) (一三期) (一〇期) (一期) (一期) (一期) (一期) (一期) (一期) (一期) (一期) (一二期)

小杉	小池	近藤	小山	小林	小山	近藤	小宮	小林	小林	児島	小池	近藤	窪田一夫
武生	豊豊	智孝	健勲	明敏	孝二郎	俊明	博己	正夫	信夫	庸男	平夫	市一	

(一二期) (二三期) (一九期) (一二期) (一四期) (一二期) (一二期) (一二期) (一二期) (一二期) (一二期) (一二期) (一二期) (一二期)

近藤	古城	小林	小森	近藤	小境	国分	小室	近藤	小林	小林	小林	小風	国吉克典
節男	節亮	泰次郎	磐淳	次郎	俊昭	堅吾	昭治	司誠	貴司	勝茂	秀実	宏正	一太郎実

(一二期) (二三期) (一〇期) (一八期) (一二期) (一二期) (一二期) (一二期) (一二期) (一二期) (一二期) (一二期) (一二期) (一二期)

小林雄三 (二六期) 小林正憲 (二七期)
 小坂川久平 (二八期) 小坂川久平 (二九期)
 崎藤田幸太郎 (二九期) 崎藤田幸太郎 (二九期)
 真田康平 (二九期) 真田康平 (二九期)
 斎藤竜太郎 (二九期) 斎藤竜太郎 (二九期)
 佐藤正三 (二九期) 佐藤正三 (二九期)
 坂田幸太郎 (二九期) 坂田幸太郎 (二九期)
 庫川久平 (二九期) 庫川久平 (二九期)
 才信千喜夫 (二九期) 才信千喜夫 (二九期)
 佐藤井昭 (二九期) 佐藤井昭 (二九期)
 佐藤井順 (二九期) 佐藤井順 (二九期)
 佐藤井治 (二九期) 佐藤井治 (二九期)
 横井隆行 (二九期) 横井隆行 (二九期)
 横井什治 (二九期) 横井什治 (二九期)
 酒井昭治 (二九期) 酒井昭治 (二九期)

(期前) (期前) (期前) (期前) (期前)
 (二四期) (二期) (二七期) (二期) (二四期) (二期) (二四期) (二期) (二四期) (二期) (二四期) (二期) (二四期) (二期)

古口小島敏明 (二七期) 古口小島敏明 (二七期)
 古野保房 (二七期) 古野保房 (二七期)
 佐伯静治 (二七期) 佐伯静治 (二七期)
 佐久間岩太郎 (二七期) 佐久間岩太郎 (二七期)
 佐藤三弥 (二七期) 佐藤三弥 (二七期)
 佐藤安俊 (二七期) 佐藤安俊 (二七期)
 佐藤修弘 (二七期) 佐藤修弘 (二七期)
 佐藤仁一 (二七期) 佐藤仁一 (二七期)
 神原卓 (二七期) 神原卓 (二七期)
 畠中暢 (二七期) 畠中畅 (二七期)
 卷藤善 (二七期) 卷藤善 (二七期)
 坂齊佐々木 (二七期) 坂齊佐々木 (二七期)

(二八期) (二九期) (二九期)

小林公明 (二九期) 小林公明 (二九期)
 小坂川久平 (二九期) 小坂川久平 (二九期)

(二九期) (二九期) (二九期) (二九期) (二九期) (二九期) (二九期) (二九期) (二九期) (二九期) (二九期) (二九期)

清	庄	島	設	清	下	白	四	清	鹿	柴	柴	清	齊	佐
水	司	田	樂	水	奧	木	位	水	道	田	田	水	藤	野
正	種	達	紀	和	弘	直		正		元	繁		義	榮三郎
徹	臣	次	雄	志	孝	夫	毅	直	和	勝	一	一	房	

(二七期) (二六期) (二五期) (二四期) (二三期) (二二期) (二一期) (二〇期) (一八期) (一四期) (五期) (期前)

白	柴	下	宍	白	島	島	清	芝	篠	清	島	佐	佐々木
垣	田	平	倉	石	林	村	水		原	水	田	藤	元
政	敏	征	秀	道		芳		四	千	有	正		勝
幸	男	司	男	泰	樹	見	健	郎	廣	幸	純		雄

(二五期) (二四期) (二三期) (二二期) (二一期) (二〇期) (一五期) (一〇期) (期前) (五期) (期前)

島	芝	白	白	重	椎	白	柴	白	清	嶋	新	佐	佐
田	田	井	谷	山	名	井	田	石	水	原	庄	藤	藤
修	稔	典	大		麻紗枝	正	五	八	利		初	健	正
一	秋	子	吉	享		明	郎	郎	男	清	一		次

(二六期) (二五期) (二四期) (二三期) (二二期) (二一期) (二〇期) (一九期) (一七期) (一六期) (六期) (四期) (期前)

園宗	関芹	関口	関口	寿原	鈴木	杉本	菅原	須崎	鈴木	鈴木	鈴木	鈴木	鈴木	秀雄	多人	(期前)
田宮	口沢	口保	口保	孝堯	木堯	山俊	原明	市隆	正	正	正	正	正	亮	秀雄	(期前)
峯信	徳博	博太郎	保二	満博	博	明	(一)	(一)								
生次	雄志	(一)	(八期)	(一)	(二四期)	(二三期)	(一)	(一)								
(三五期)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)
會田	根根	瀬戸丸	瀬戸原	根國	木正	藤謙	木正	木由	木彦	木彦	木彦	木彦	木彦	菅沼	菅井和一	(一)
多賀	靖志	英好	勇	昭彦	彦吉	昭吉	彦貢	由彦	彦男	彦男	彦男	彦男	彦男	幸志	義広	(一)
(一九期)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)
會田	瀬川	関高	瀬高	妹尾	杉山	鈴木	菅野谷	木谷	木稔	木信	木宏	木充	木治	末哲	菅谷和一	(一)
淳夫	康徹	真夫	眞成	修一郎	悦康	木康	信之	信宏	充治	治一	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)
(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)
(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)

高田 高竹 玉高 高田 田高 高多 竹民 谷旦 竹高
橋中 氏内 浦橋 谷中 中橋 野賀 内永 村唯 貞平
崇雅 庄太郎 圭仙 平長 健三郎 清一郎 海康 忠次郎
雄子 信清 武一 吉八 修幸 郎 郎 郎 郎

(一)
期前
（一期）
（二期）
（三期）
（四期）
（五期）
（六期）
（七期）
（八期）

田田高高高武田高高立高田高高武武
中中橋野木場子中橋西崎橋中橋高橋高橋山山
絃徳洋義茂畠勝一金次郎亮吉勉和男清一夫等
三正亘一明美文久成郎吉和男清一夫等

(一)
期前
（二期）
（三期）
（四期）
（五期）
（六期）
（七期）
（八期）

高高堺高高竹田高田玉高高高高田滝田高
橋橋野津木川中橋口田橋梨嶋木中沢村井
明秀新哲尚郁勝克謙一茂義之助國五郎一
昭雄俞雄登功真生德彦一郎一

(一)
期前
（二期）
（三期）
（四期）
（五期）
（六期）
（七期）
（八期）

築	塚	塚	筒	千	千	高	武	田	田	辰	田	高	高	高	高
尾	本	原	井	葉	葉	間	末	中	堰	口	中	木	木	木	橋
晃	郁	豊	清五郎	憲	宗	昌	郁	良	公	克	郎	国	伸	学	孝
治	雄	喜		雄	八	栄	秀	雄	三	治		雄			信
(二四期)	(六期)	(一期前)		(二〇期)	(一期前)	(一)	(一)	(一)	(二四期)	(二三期)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一九期)
土	土	津	塚	茅	忠	田	田	田	田	多	久	島	田	田	高
屋	屋	谷	本	根		村	中	中	上	高	城	耕	原	中	橋
鉄	博	信	重	佐		峯	圭	輝	彦	俊	郎	治	昭	敏	正
蔵	昭	治	賴	勉	市	裕	子	助	彥	(一)	(一)	(一)	(一)	二	夫
(二五期)	(二五期)	(八期)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(二五期)	(二四期)	(一)	(一)	(一)	(一)
塚	堤	坪	塚	千	茶	田	高	高	田	竹	財	高	竹	田	高
田	井	田	葉	村		中	山	橋	嶋	原	部	崎	内	中	崎
宏	淳	昭	保	宗		俊	達		春	孝		一	良	一	英
之一	男	雄	武	剛		充	夫	誠	一	雄	實	夫	知	夫	雄
(二八期)	(一九期)	(二期)	(一七期)	(二一期)	(一七期)	(一)	(一)	(二八期)	(二七期)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)

中 中 名 中 中 中 中 中
野 嶋 波 村 迟 嶋 村 島
正 倉 阪 忠 善 重
哲 起 四 弘 尚 三 郎 一 德

栢 土 豊 常 戸
木 肥 田 盤 田
義 幸 溫 宗
宏 代 誠 也
（期）（前）

寺 寺 手
崎 井 塚
政 一 敏
男 弘 夫

（一四期）（九二期）（三期）（前）

（二七期）（九二期）

成 奈 中 中 中 中 内
毛 良 岡 村 島 川 迟 村 木
由 一 生 恒 富 静
和 美 秀 熱 雄 造 武 止

鳥 刀 土 遠 堂
切 根 肥 山 野
春 国 倫 丙 達
雄 郎 之 市 也

寺 寺 口
崎 昭 真
義 夫

（一二期）（五二期）（三期）（前）

（二四期）（一七期）

成 中 繩 中 成 中 長 中
毛 村 稚 智 井 井 村
昭 茂 利 寿 宗 清 一
子 八 郎 太 郎 郎 夫 水 郎

得 富 富 鳥 刀
居 田 永 居 称
政 仁 義 政 義
（二五期）（一五期）（二三期）（一五期）

寺 天 村 太
坂 温 卯 雄

（一五期）（六一期）（二一期）（前）

（二五期）（二二期）（一三期）（前）

野 野	根 本	西 村	西 垣 内	西 林	西 村	永 井	中 島	永 石	中 野	中 川	中 堀 内	中 村	生 井	重 男	
村 田	博 美	文 明	堅 佑	經 博	真 人	義 人	義 勝	一 郎	允 夫	浩 治	(一) 二	(一) 二	(一) 二	(一) 二	
孝 好	(期 前)	(一) 期	(一) 期	(一) 期	(一) 期	(一) 期	(一) 期	(一) 期	(一) 期	(一) 期	(一) 期	(一) 期	(一) 期	(一) 期	
之 郎															
(一四期)															
野 野				二 瓶	西 山	西 幹	中 川	中 山	中 原	中 野	中 村	永 吉	中 村	仲 村	
尻 原				和 敏	鈴 子	殷 一	寛 道	正 修	博 人	浩 保	紹 保	(一) 二	(一) 二	(一) 二	
礼 次 郎	文 吉			(三) 四期	(一) 七期	(一) 七期	(一) 六期	(一) 六期	(一) 六期	(一) 三 期	(一) 三 期	(一) 八期	(一) 八期	(一) 八期	
(一七期)															
野 野				新 津	西 嶋	錦 織	中 久木	中 元	中 野	中 野	中 田	檜 原	永 井	中 村	
口 島				勇 勝	嶋 彦	懷 德	邦 宏	信 武	智 新	直 明	英 太郎	英 太郎	津 好	光 彦	
国 良				七 七	(一) 五期	(一) 〇期	(一) 七期	(一) 七期	(一) 七期	(一) 〇期	(一) 九期	(一) 九期	(一) 九期	(一) 九期	
雄 男															
(三一期)															

樋 平 広 平	林 原 浜 林 服 墓 服 浜 萩 畠 林 野	本 俊 輔
渡 岡 瀬 野	野 部 部 原 原 山	
洋 高 一	勝 美 賴 哲 信 邦 秀 四 國 重 円 力	
三 志 功 郎	千 子 男 郎 也 悟 彦 和 三 期 (期 前)	

(一七期)	(二二期) (七期) (期前)	(二六期) (二二期) (一九期) (一六期) (八期) (三期) (期前)	(二六期) (二二期) (一九期) (一六期) (八期) (三期) (期前)	(二七期) (二四期) (二〇期) (一七期) (九期) (四期) (期前)	(二七期) (二四期) (二〇期) (一七期) (九期) (四期) (期前)	(二八期) (二五期) (二一期) (一八期) (一期) (五期) (期前)
-------	-----------------	--	--	--	--	--

平 平 平 平	服 長 谷 原 原 原 原 蓮 原 原	原野一美
井 野 井 山	部 川 田 原 田 原 田 原 見	
嘉 智 直 直	大 武 勝 慎 謙 一 庫 則 雄 純	
春 喜 義 行 八	三 弘 子 一 郎 修 佳 雄 純	

(一四期)	(一二期) (八期) (期前)	(二七期) (二四期) (二〇期) (一七期) (九期) (四期) (期前)	(二七期) (二四期) (二〇期) (一七期) (九期) (四期) (期前)	(一二期) (一期) (五期) (期前)
-------	-----------------	--	--	----------------------

平 兵 泥 日	羽 八 林 橋 橋 橋 萩 羽 早 橋	橋本健一順
林 頭 谷 野	成 戸 田 本 本 本 純	
良 伸 久 三	孝 弘 宗 辰 紀 秀 雄 隆	
章 進 彦 郎	守 彦 太 郎 明 夫 德 雄 隆	

(一八期)	(一五期) (一〇期) (六期)	(二八期) (二五期) (二一期) (一八期) (一期) (五期) (期前)	(二八期) (二五期) (二一期) (一八期) (一期) (五期) (期前)
-------	------------------	--	--

本間	堀内	堀合	堀場	逸見	藤村	吉田	布施	布施	福井	藤本	藤井	福田	福井	藤田	平野	樋渡	(一九期)	
稔久	辰夫	直一		剛	義德	修子	園子	誠司	秋三	正三	(一四期)	(一〇期)	(七期)	(期前)	耕太郎	清浩	(二三期)	
(一六期)	(一三期)	(一期前)		(二五期)	(二八期)	(二〇期)	(一八期)	(一八期)	(一四期)	(一〇期)	(一四期)	(一〇期)	(七期)	(期前)	耕司	浩	(二三期)	
本間	堀越	細英	保坂		古屋	福田	船戸	藤本	深沢	沢武	昭久	古久	藤久	藤田	平野	賀陸	(二〇期)	
勢三郎	董	明喜			倍恒	二雄	実二	時義	(一七期)	(二六期)								
(一八期)	(一四期)	(一四期)	(一四期)		(二三期)	(二六期)												
堀内	堀場	堀場	堀場		福田	福家	藤原	舟橋	藤井	藤井	藤井	藤井	藤井	藤井	樋口	平松	(二一期)	
俊一	直道	岩正	正直		晴政	辰夫	寛治	彦肇	彦一郎	彦一郎	彦一郎	彦一郎	彦一郎	彦一郎	与吉	家暁	弘子	(二一期)
(二〇期)	(一七期)	(一五期)	(一期)		(二四期)	(一九期)	(三期)	(三期)	(二一期)									

三上英雄	正野健樹	松嶋英樹	丸山機	松原武	松田実	前川之	真壁澄	松英	松光	松代隆	松崎勝	升律	松芳	松政	松義	堀廣	北郷茂	
(期前)	(一二期)	(二三期)	(二〇期)	(二七期)	(一七期)	(一七期)	(一七期)	(一七期)	(一七期)	(一二期)	(一二期)	(一二期)	(一二期)	(一二期)	(一期)	(二期)	(二期)	
宮崎直二	町田宗武	松尾詔	松林昌	松本繁	松嶋敏	松前雄	松尾敏	松木光	松木義	松井清	松田旭	松孝信	松繁雄	松亀雄	松吉	円作	本多藤	本多藤男
(一二期)	(二六期)	(二四期)	(二九期)	(一九期)	(一六期)	(一六期)	(一六期)	(一六期)	(一六期)	(一三期)	(一三期)	(一三期)	(一三期)	(一三期)	(一期)	(二期)	(二期)	
右田政夫	松尾栄	松本泰	松村弥	松下博	松沢与	松真	松永	松尾	松島	松丸	松山	増彦	丸山	島秀	島公善	馬恭	星野成	
(一二期)	(二七期)	(二五期)	(二二期)	(一八期)	(一八期)	(一二期)	(一二期)	(一二期)	(一二期)	(一五期)	(一一期)	(一期)	(一期)	(一期)	(一郎)	(一郎)	(治)	

安	柳	山	山	森	武	村	村	武	村	三	宮	宮	水	溝	宮	三
原	井	内	本	田	藤	田	井	藤	松	宅	崎	崎	上	口	脇	宅
正	忠	忠	政	洲	一	瑛	大	源	八	雄	英	治	喜	文	信	辰
之	光	好	喜	右	駿	裕	子	輔		一郎	明	子	学	文	介	雄
(二 期)	(一 期 前)	(二 期)	(二 期)	(三 五期)	(三 二期)	(一 期 前)	(一 期 前)	(一 五期)	(期 前)	(二 三期)	(二 三期)	(一 八期)	(九 期)	(一 九期)	(一 九期)	
山	山	山	山			村	村	向	村	水	御	水	三	宮	水	水
本	本	本	崎			上	上	中		谷	園	口	善	谷	谷	野
栄	耕	忠	保			昭	精	武	清		賢	昭	勝	文	昭	
則	幹	義	一			夫	三	男	市		賢	治	和	哉	弘	勇
(九 期)	(一 期 前)	(一 期 前)	(一 期 前)			(一 期 前)	(一 期 前)	(一 七期)	(一 期 前)	(二 六期)	(二 二期)	(一 九期)	(一 三期)	(一 八期)	(一 九期)	
山	山	山	蔽			村	村	武	向	宮	美	三	源	宮	水	水
田	田	岸				岡	上	藤	山	原	里	羽	念	島	上	上
	重	文	松	五	郎	三	忠	澄			直	正	光	泰	喜	
至	雄	雄				郎	義	夫	隆	功	毅	人	信	子	優	景
(一 二期)	(一 期 前)	(一 期 前)	(一 期 前)			(三 三期)	(一 期 前)	(一 八期)	(一 期 前)	(二 七期)	(二 四期)	(一 期 前)	(一 六期)	(一 九期)	(一 九期)	

吉	米	湯	由	八	木	山	山	山	山	山	山	山	山	八
村	本	浅	井	木	橋	安	山	山	矢	可	安	山	山	木
孫	二	徹	秀	伸		田	岸	田	部	武	田	中	辺	崎
一	郎	志	雄	之		憲	俊	一	幹	裕	洋	道	俊	忠
("	("			彪	司	昭	甫	雄	四	典	雄	則
))	("											(

("	("											(
))	("											五期)

吉	米	行	湯	山	山	山	八	山	山	山	矢	保	山	山
岡	田	橋	本	田	池	本	掛	田	村	田	田	持	口	花
大	為	治	岩	裕	義	真	俊	幸		正	英	幸	幸	貞
輔	次	雄	夫	祥	之	一	彥	男	清	明	一	清	三	夫
("	("											(
))	("											六期)

("	("											(
))	("											')

吉	横	唯		山	山	山	山	安	山	八	山	山	山	山
原	山	根		川	岡	本	口	岡	根	塩	田	口	野	口
歛	親	大	三	正	剛			清	伸	弘	克	博	一	不二
吉	造	郎		豊	明	嗣	博	夫	右	二	巳	久	郎	夫
("	("											(
))	("											')

("	("											(
))	("											')

若穂井	渡	渡	渡	渡	脇	龍	吉	吉	吉	吉	吉	吉	吉
	辺	辺	辺	辺	田	前	田	田	武	田	住	仁	沢
	法	敏	重	忠	久	茂三郎	暉	良	伸		男	直	
	透	華	久	視	雄	勝	尚	夫	剛	元			
((一七期)	(九期)	(四期)	((期前)	(期前)	(二五期)	((二期)	(一期)	((二期))
脇	渡	渡	渡	和	渡		吉	吉	横	吉	吉	横	
田	辺	辺	辺	田	貫		沢	田	山	井	田	地	
輝		武	次		卯之助		敬	幸一郎		文	欣		
次	徹	彦	郎	孟			夫	昭	夫	二	博		
((二六期)	(二三期)	(一四期)	(七期)	((期)	(二七期)	((七期)	(二〇期)	((三期))
渡	若	渡	綿	渡	渡		吉	吉	横	横	吉	吉	
辺	林	辺	引	辺	辺		野	原	溝	山	田	野	
興	安		光	西	又			大			賢	森	
安	行	明	義	藏	喜		徹	吉	一	寛	三	三	
((二五期)	(二五期)	(一五期)	(八期)	((期)	(二八期)	((八期)	(一三期)	((一〇期))

第一東京弁護士会会員名（三五五名）

梅本長四郎 (期前)	市野沢一条邦男 (二七期)	今井実健昭子 (二五期)	石川幸佑 (一八期)	岩石行二 (一三期)	飯塚信夫 (六期)	入江正夫 (三期)	石橋三二 (期前)	浅井洋 (二十四期)	青木邦夫 (二〇期)	青木邦夫 (二四期)	浅見敏夫 (期前)	青木武 (一八期)	青木武 (一〇期)	青木敏夫 (一期)
植木植次 (六期)	伊藤龍弘 (二六期)	板谷公弘 (二三期)	池田忠正 (二一期)	伊藤友夫 (一二期)	飯原一乘 (一期)	井上準一郎 (四期)	泉川賢治 (期前)	安藤一郎 (二三期)	阿比留兼吉 (期前)	青木一男 (期前)	赤井文男 (期前)	安西義明 (期前)	赤井文男 (期前)	安西義明 (期前)
上野隆司 (九期)	市野沢裕子 (二四期)	伊藤忠敬 (二二期)	井上誠 (二二期)	池田達郎 (二二期)	岩田豊 (一七期)	飯島正典 (一期)	井出甲子太郎 (五期)	安愈 (期前)	安西義明 (期前)	赤井文男 (期前)	赤井文男 (期前)	安西義明 (期前)	赤井文男 (期前)	安西義明 (期前)

小野寺	小野	大崎	奥山	大山	小山田	荻原	落合	大野	岡本	岡崎	遠藤	馬木
富男	晃嗣					英純	静長	忠治	男勝	隆	厚之助	梅沢
男	嗣	勲	剛	雄	一	夫					(期前)	上田

("	("	("	("	("	("	(二六期)
)))))))))))))

大西	長内	大熊	小河原	大昭	表久	大康	大博	小月	岡田	遠藤	宇野
進	健	臣	泉	一	雄	雄	博	和男	貞一	寛	美喜子
("	("	("	("	(")	幸夫
))))))))))))

("	("	("	("	("	("	(一五期)
)))))))))))))

奥平	表月	大沢	小沢	大谷	大橋	大勝	織間	小川	小田切	岡田	恵吉
力	てる子	てる子	てる子	公雄	富彦	昌彦	間三郎	休郎	秀衛	錫淵	和伯
("	"	")))))))	明
))))))))))))

("	("	("	("	("	("	(二二期)
)))))))))))))

河	熊	久	倉	木	北	木	加	粕	勝	葛	亀	河	唐	加	藤
野	谷	野	田	戸	島	島	毛	谷	間	西	岡	原	澤	高	良
通	俊	盈	雅		正	英		芙	宏	孝	三	男	三	美	二
保	紀	雄	充	弘	俊	一	修	美子	茂	正	正	男	正	高	美
(期前)	(二期)	(一期)	(三期)	(一五期)	(二七期)	(六期)	(二五期)	(二三期)	(二〇期)	(一七期)	(四期)	(四期)	(四期)	(四期)	(期前)
小	桑	桑	栗	木	北	木	川	加	神	川	鎌	上	樋		
西	野	原	本	村	村	下	嶋	藤	原	合	田	条	文	原	
寛	毅	慎	義		宗	達	義	豊	夏	常	久仁夫	文	雄	止	
(〃)	(二期)	(一六期)	(一九期)	(一九期)	(二〇期)	(二〇期)	(二七期)	(三二期)	(二二期)	(一四期)	(五期)	(五期)	(五期)	(五期)	(〃)
小	黒	熊	木	木	木	木	加	兼	川	金	川	片	垣	金	
林	川	本	谷	村	村	村	茂	平	村	住	辺	桐	鍔	子	
賢	厚	進	嘉		利		隆	雄	延	則	直	真	泰	文	
治	雄	吾	靖	宏	榮	康	二	彦	彦	行	泰	二	繁	六	
(〃)	(一期)	(一期)	(一期)	(一期)	(一期)	(一期)	(一期)	(一期)	(一期)	(一期)	(一期)	(一期)	(一期)	(一期)	(一期)

菅 住 杉	下 山 田	柴 白 設	宍 戸	坂 佐 々 木	沢 田	齊 藤	小 池	今 野	小 屋
本 内 敏 信 博 己 義	田 取 樂 徹 明 男	設 敏 雄 勉 藏	戸 良 勉 藏	田 十 四 八	寿 明	岩 次 郎	剛 彦	昭 昌	敏 一
(二一期)	(二二期)	(二三期)	(二四期)	(二五期)	(二六期)	(二七期)	(二八期)	(二九期)	(二二期)
鈴 杉 助	篠 白 島 篠	島 原 光	篠 原 軍	下 光	酒 井 憲	佐 三 知	齊 藤 章	小 又	小 坂
木 永 川	原 河 由 宏	河 叔 浩	原 芳 昌	原 雄 二	田 憲 郎	田 三 知 夫	藤 素 章	紀 久 雄	志 磨 夫
(二七期)	(二六期)	(二七期)	(二七期)	(二〇期)	(二六期)	(二四期)	(二六期)	(二七期)	(二一期)
鈴 杉 鈴 木 本 木 幸 秀 英 夫 夫 夫	島 塩 新 下 川 信 部	塩 谷 明 一 好 高	新 一 寛 郎 孝 雄	下 川 高 雄	川 伸 夫	川 勝	斎 藤 尚 志	佐 藤 清 治	小 松 啓 介
(二八期)	(二七期)	(二七期)	(二七期)	(二七期)	(二七期)	(二七期)	(二七期)	(二七期)	(一六期)

豊島輝	寺島景作	綱取孝治	堤重信	千葉秋雄	玉井真之助	谷合昭	田中光	高瀬学	田迪	滝稔	田俊	伊利	高橋秋	橋一郎
(期前)	(期前)	(二期前)	(一期前)	(一期前)	(二七期)	(二八期)	(一三期)	(一八期)	(八期)	(三期)	(三期)	(期前)	(期前)	(期前)
戸田善一郎		柘本賢	辻豊	辻二	種田賢	高田造	高橋隆	武勇	田次	高内	田慎	田光	田忠	田政
(一)		(二期)	(一期)	(一期)	(二八期)	(二九期)	(一期)	(一期)	(九期)	(一期)	(四期)	(期)	(期)	(期)
豊田泰介			土屋博		田中圭	谷口佑	高橋正	館則	高木藏	木定	木孫	田邦	伊昭	達
(一期)			(一期)		(三期)	(期)	(一期)	(五期)	(一期)	(一期)	(七期)	(高輪一)	(期)	(期)

蓮	服	畠	原	原	野	仁	中	成	永	富
見	部	野			島	科	野	川	井	永
訓	有	秀	玉		潤		友	彦	惠	義
亨	子	伴	男	重	一	康	比	みどり	美	博
(二七期)	(一九期)	(一九期)	(一期前)	(二期前)	(三期前)	(四期前)	(五期前)	(六期前)	(一期前)	(一六期)
萩	羽	萩	長谷川		丹	仲	永	中	中	友
原	田	原			羽	居	倉	川	村	野
武	忠	菊	鎮		健	康	嘉	清	義	喜
彦	義	次	雄		介	雄	行	太	郎	一
(二五期)	(一四期)	(一期)	(一四期)	(二期)	(三期)	(四期)	(五期)	(六期)	(一二期)	(二〇期)
橋	畠	萩	橋		西		奈	中	中	飛
本	中	原	本		坂		良	山	村	田
公	耕		三				道	善	富	政
明	造	平	郎		信		博	作	安	雄
(二六期)	(二一期)	(一期)	(二二期)	(三期)	(四期)	(五期)	(六期)	(七期)	(一二期)	(二二期)

松	松	前	細	深	布	藤	深	藤	藤	福	平	平	平	平
井	本	田	井	沢	施	本	沢	本	井	居	松	田	本	岡
正	才		為	隆	順			博		秀	敏	久	文	俊
治	喜	斎	行	之	子	昭	守	光	逞	一	則	雄	男	将
(九	(期	"	(三	四	期	(二	六	(三	一	(九	(二	(四	(期
期)	前)	四	期)	一	期	一	期	"	三	期	前
丸	真	松				藤	藤	藤	福	深	福	平	平	平
山	野	原				原	田	森	井	沢	島	野	沼	尾
悦		正				玲		忠		尚	義	高	静	賢
昭	稔	晃				晃	子	功	孝	勝	武	耀	明	三郎
(一	(("	"	"	(((((((三	(七	(
期)))))	四	四	四	四	四	四	五	期	期
松	松	松				福	藤	藤	藤	藤	福	菱	平	檜
家	井	本				吉	本	田	井	本	田	川	田	山
里	邦	憲				勝	達	正			力之助	嘉		秀
昭	夫	吉				実	也	雄	博	猛		三	達	男
(一	(("	"	"	(三	(三	(三	(一	(五	(((一	(
期)))))	五	五	五	〇	〇	")	期	期

森	森	持	森	持	村	向	三	宮	三	満	松	万	松
尻	田		田		上	江	和	宅	園	勝	原	羽	井
寿	光	幸	時	五		璋	征	秀	勝	美		護	健
男	昭	作	宣	郎		洋	博	明	美		了	二	
(((((期	((期	(((期	(前)	(((一三期)
))))	前))	前))))	前))))
森	森	森	森	森	村	村	峰	宮	宮	町	松	松	
川	田				上	藤	島	田	田	田	井	井	本
博	健	次	武		孝		崇	光	秀	富	士	治	雄
廉	之	郎	市	達	守	進	男	行		雄	稔	()
(((((九	(((((((((一八期)
二五期)	二期)	一期)	一期)	期)	"	"	"	"	"	"	"	")
森	森	森	守	森	村		三	道	宮	松	松	松	
高	田	谷	英		上		戸	下	田	尾	本	尾	陽
計	重	昌	隆	謙	寿		岡	耕	耕	紀	良	博	子
重	一	昭	隆	謙	夫		二	実	作	((((一六期)
(((((高輪	(((((((((三五期)
二七期)	三期)	一期)	一期)	二)	"	"	"	"	"	"	"	")

渡辺一治	渡辺辰吉	横吉弘美	吉村俊信	米田光子	吉野末雄	依田敬郎	吉田唯志	横山一郎	吉田唯志	保田真紀子	山本孝宏	山本政敏	山本隆幸	山本七治	山田七治	矢代賢次郎	八島操	八島三郎
(二期前)	(二期前)	(二六期)	(二二期)	(一七期)	(一七期)	(四期)	(一期前)	(一期前)	(一期前)	(二五期)	(一九期)	(一九期)	(一九期)	(一九期)	(一九期)	(一九期)	(一期前)	(一期前)
若新光紀	渡辺留吉	吉田康俊	吉田正美	葭葉昌司	吉田勸彦	吉田勝彦	吉田勝彦	横山勝彦	横山勝彦	柳川恒子	山口博	山繁樹	山滋源	山三	山藤喜市	山本清二郎	山田半蔵	山田半蔵
(一期)	(一期)	(二三期)	(二九期)	(二二期)	(五期)	(五期)	(三期)	(三期)	(三期)	(二二期)								
渡辺洋一郎	若林秀一郎	米林和吉	吉沢功吉	米田吉和	田俊吉	永順夫	永順夫	吉作	吉作	保田敏彦	山城昌巳	矢島宗彦	山本豊	山本政利	山本真養	柳根彬夫	山下義信	山東太郎
(二〇期)	(七期)	(二四期)	(二一期)	(二一期)	(二六期)	(二六期)	(六期)	(六期)	(六期)	(二一期)								

第二東京弁護士会会員名（三一八名）

五百蔵	稻益洋一	石田孝一	伊藤七五三八	磯崎千寿	今泉政信	中美耶子	井出雄介	畠正男	今忠男	井忠男	(期前)	藍谷邦雄	青木亮三郎	荒井鐘司	有賀岩己	新井賀己	(期前)	新井旦幸	(七期)
(〃)	(〃)	(二六期)	(二五期)	(二二期)	(二一期)	(二〇期)	(二〇期)	(二〇期)	(二〇期)	(二〇期)	(二〇期)	(二五期)	(二二期)	(二一期)	(二一期)	(二一期)	(二一期)	(二一期)	
市原敏夫	石田省三郎	伊東章	今村嗣夫	岩瀬外嗣雄	石井芳夫	崎千孝	岩崎夫	石井忠夫	伊東忠夫	石井一郎	(〃)	阿部博道	浅見精二	秋守勝	新井旦幸	(七期)	(七期)	(七期)	
(二七期)	(二七期)	(二三期)	(二三期)	(二〇期)	(二八期)	(二四期)	(二四期)	(二四期)	(二一期)	(二一期)	(二一期)	(二一期)							
石黒憲康	石井忠二	石橋憲二	石橋忠二	岩本公雄	幸吉	幸男	石川幸	中幸	石竹男	入倉卓志	池田門太	天野博	青木二郎	新井嘉昭	有賀正明	(八期)	(八期)	(八期)	
(〃)	(〃)	(三四期)	(三四期)	(一九期)															

金武和男	小野允雄	小俣静子	奥宰雄	大山惠	大平正	大場明	大谷憲	大西保	大保	江徹郎	江義雄	上原	上原	内山
------	------	------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	----	----	----

(期前)	(三五期)	(二一期)	(二六期)	(九期)	(九期)	(九期)	(九期)	(九期)	(九期)	(二期)	(二期)	(二期)	(二期)	(二期)
------	-------	-------	-------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

笠原慎一	岡田弘隆	大内園子	大久保一郎	岡田豊	大井純一郎	小川常臣	小野田紀	荻野陽	江宏哉	江達哉	江哉	上野操	鶴澤秀行	鶴澤勝義
(一)	(二六期)	(二三期)	(二六期)	(一五期)	(一五期)	(一四期)	(一四期)	(一四期)	(二五期)	(二五期)	(二五期)	(二二期)	(二二期)	(二二期)

河村範男	小沢彰	大塚功	小野道	大村金次郎	大竹昭三	大城豊	大岡二	岡頭	遠藤英毅	遠藤英毅	遠藤英毅	臼田尚	内田博	(七期)
(一)	(二四期)	(一七期)	(一七期)	(一七期)	(一七期)	(一六期)	(一六期)	(一六期)	(二六期)	(二六期)	(二六期)	(二五期)	(二五期)	(二五期)

小林	小西	児玉	小島	小林	黒田	楠木	清木	木原	木円	木次	柏清	川村	鎌幸	金瀬	(一二期)
実子	輝幸	竹伴	一男	培文	英文	計夫	勝雅	村雅	円暢	次	一晃	吉清	信一	寛二	(一二期)
(一三期)	(一九期)	(一期)	(六期)	(一期)	(一九期)	(期前)	(二二期)	(二二期)	(二二期)	(期前)	(一二期)	(一二期)	(一二期)	(一二期)	(一二期)
古明地	小林	小林	肥沼	近藤	栗山	窪田	木村	北村	木下	由兵衛	菅川	笠口	加藤	康夫	(九期)
正康	和恵	和幹	幹治	太郎	三代	次和	哲也	哲壯	男也	（一七期）	(一二期)	(一二期)	(一二期)	(一二期)	(一二期)
(二五期)	(一二期)	(一二期)	(一二期)	(七期)	(二五期)	(六期)	(二二期)	(二二期)	(二二期)	(一七期)	(一二期)	(一二期)	(一二期)	(一二期)	(一二期)
後藤	腰原	近藤	小藤	近藤	後藤	桑田	木村	木戸口	木久	（高輪期）	門屋	川津	川坂	二郎	(一四期)
悦男	誠	勝	勝	勝	正獅	勝利	一郎	久治	治	(三一期)	(二三期)	(一八期)	(一二期)	(一二期)	(一二期)
(一二期)	(二四期)	(二一期)	(一期)	(一〇期)	(一七期)	(一期)	(一期)	(一期)	(一期)	(一期)	(一期)	(一期)	(一期)	(一期)	(一期)

清野順一	須田昭太郎	鈴木喜一郎	鈴木清二	鈴木二 (期前)	下井喜広	柴田政雄	佐藤達郎	猿山達郎	坂井信義	三枝義	坂井改造	齊藤喜次郎	駒沢孝
(二八期)	(二四期)	(一六期)	(一〇期)	(期前)	(二八期)	(一五期)	(二八期)	(二八期)	(二八期)	(二八期)	(二八期)	(期前)	(二八期)
杉田光義	鈴木孝義	鈴木巖	鈴木治		清水恵一郎	宍戸金一郎	佐藤充宏	佐野豊	坂本泰良	坂本兼也	坂本豊	齊藤良也	近藤康二
(二七期)	(一七期)	(一七期)	(一七期)		(二三期)	(二〇期)	(二二期)	(二一期)	(五期)	(二一期)	(二一期)	(二九期)	(二九期)
須黒延佳	末光靖孝	鈴木孟秋	鈴木忠五		正茂雄	清水洋二	佐藤敦史	佐藤喜要	坂本健之助	坂本成史	坂本要	齊藤彰子	近藤彰子
(二八期)	(二一期)	(一一期)	(一一期)		(二五期)	(二二期)	(二一期)	(二一期)	(二九期)	(二九期)	(二九期)	(二九期)	(二九期)

敦 澤 八 郎	千 田 功 平	高 野 範 城	田 原 富 郎	田 中 幸 雄	高 辺 一 郎	田 橋 一 郎	谷 中 美 登	田 中 欣 里	田 中 旭 一	谷 村 宗 雄	田 中 直 雄	相 馬 功
(期 前)	(二 三 期)	(二 三 期)	(一 九 期)	(一 七 期)	(一 五 期)	(一 三 期)	(一 〇 期)	(一 〇 期)	(一 〇 期)	(一 〇 期)	(一 〇 期)	(一 九 期)
土 谷 明	千 葉 昭 雄	竹 沢 東 彦	田 中 秀 幸	高 野 長 英	高 野 梅 英	高 橋 清 夫	竹 上 英 雄	田 宮 守 甫	高 橋 守 雄	竹 上 半 三 郎	高 橋 守 雄	副 島 丈 雄
(二 六 期)	(二 四 期)	(二 四 期)	(一 八 期)	(一 四 期)	(一 四 期)	(一 二 期)	(一 二 期)	(一 二 期)	(一 二 期)	(一 二 期)	(一 二 期)	(二 四 期)
塚 本 重 雄		田 部 井	高 津 戸	田 村 成 也	高 橋 正 美	田 郵 恒 孝	多 田 正 義	立 野 輝 武	高 木 二 也	竹 原 祐 董		
(二 七 期)			(二 〇 期)	(一 〇 期)	(一 六 期)	(一 六 期)	(一 一 期)	(一 一 期)	(一 一 期)	(一 一 期)	(一 一 期)	(一 一 期)

長谷川	橋	原	野	野	根	西	中	内	長	長	舍
	本	田	島	宮	はる子	岡	吉	藤	島	田	川
拓	和	和	信	利	(七期)	文	章	義	吉	喜	昭
男	夫	夫	正	雄	(三期)	博	一郎	憲	之助	一	三
(〃)	(〃)	(期前)	(〃)	(〃)	(七期)	(一九期)	(〃)	(九期)	(二期)	(期前)	(九期)
長谷川	播磨	服部	野口	根本	仁	永島	長岡	中川	長瀬	鳥飼	鳥飼
保正	源	須恵茂	三郎	藤峻一	島	孝明	邦	久義	秀吉	公雄	公雄
(二期)	(一八期)	(二期)	(一八期)	(一四期)	(二二期)	(二五期)	(一九期)	(二期)	(〃)	(〃)	(二〇期)
服部	早川	林田	野呂瀬		奈良	中川	中津	中村	中根	中	
正敬	雅	耕臣	長美		ルネ	隆靖	靖夫	喜三郎	寿雄	根	
(〃)	(一九期)	(七期)	(二期)		(二七期)	(二二期)	(一七期)	(二期)	(〃)	(〃)	

牧	牧	增	的	松	本	堀	藤	藤	古	深	平	比	原
野	野	田	場	井	田	内	本	井	山	田	川	志島	誠
房	雄	浩	武	治	洋	健	博	井	昭三郎	鎮	純	龍藏	(二三期)
江	作	千	治	宣	司	節	盛	子	(二二期)	雄	子	期前	(二五期)
(一 “	(一 “	(一 五期)	(六 期)	(期 前)	(期 前)	(二四期)	(二五期)	(一期)	(一期)	(一期)	(一期)	(一期)	(一期)
松	真	增	前	正	星	細	福	降	藤	平	田	花	水征一
木	木	淵	田	木	川	田	田	旗	光	英	英	水	征一
廸	幸	政	政	捨	勇	貞	親	卷	巧	夫	夫	藏	(二五期)
男	夫	实	治	郎	二	夫	男	雄	(九期)	(一五期)	(一五期)	(一期)	(一期)
(二 “	(一 “	(一 九期)	(七 期)	(“)	(“)	(一二期)	(二三期)	(“)	(三期)	(“)	(“)	(“)	(二三期)
松	真	松	松	万	細	福	藤	船	平	谷	田	原	原
井	木	木	本	野	野	本	木	越	谷	敬	裕	田	田
るり	吉	三樹	一郎	光彦	タカ	嘉明	たかね	広	一郎	一郎	介	裕	征一
子	夫	夫	郎	(四 期)	(一八期)	(二四期)	(二三期)	(一期)	(一期)	(一期)	(一期)	(一期)	(二七期)
(二 三期)	(二 〇期)	(一 期)	(一 期)	(一 期)	(一 期)	(一 期)	(一 期)	(一 期)	(一 期)	(一 期)	(一 期)	(一 期)	(一 期)

安	山	山	安	守	森	村	御	宮	南	水	溝	楨	松
井	岸	下	田	川		野	園	山	木	嶋	渕	枝	田
桂	光	昭		幸	虎		広	雅	武		照	一	敏
之	臣	平	進	男	男	夫	美	行	輝	晃	信	臣	明
(二〇期)	(一六期)	(七期)		(五期)		(二三期)	(二八期)	(二五期)	(二一期)	(一六期)	(一期前)	(一)	(一)
山	山	山	山	諸		村	水	宮	溝	宮	宮	牧	松
田	岡	本	口	永		山	野	川	渕	崎	崎	本	本
忠	義	正		芳		芳	正	泰	悦	佐	正	良	昭
男	明	実	雄	春		朗	晴	彦	子	一郎	巳	平	幸
(二三期)	(一八期)	(一四期)		(二四期)		(二二期)	(一)	(二六期)	(二四期)	(二〇期)	(一)	(二六期)	(二五期)
山	山	山	矢	森		村	三	宮	三	水		丸	
口	根	川	崎			野	木	川	上	本		山	
紀	二	恵		誠		守			宏	民		輝	
洋	郎	正	健	一		義	茂	基	明	雄		久	
(三四期)	(一)	(一)	(四期)	(二六期)		(二四期)	(一)	(一)	(一)	(一)	(四期)	(一)	(一)

渡 渡 橫 米 雪 保 山
辺 辺 田 富 下 伸 田 本
文 吉 幸 光 伸 松 雄 太郎 清一
雄 男 雄 雄 松 (二八期)

(期前) (三期) (期前)
(二期) (二三期)

渡 渡 吉 吉 山 崎 康 雄
辺 边 村 田 和 (二六期)
慎 憤 信 彦 夫

(一期) (二期) (一期)
(二五期) (二五期) (二五期)

若 和 吉 吉 山 下 清兵衛
月 田 永 田 (二七期)
隆 敏 精 淳
明 夫 志 淳

(一七八期) (二八期)
(一七八期) (二八期)

あ　と　が　き

会報第四号が発刊の運びとなりました。

第四号では、東洋一を誇る大施設を有する多摩校舎が、本年六月愈々竣工となり、十月落成式、創立九十周年記念式典を迎えるに際し、「多摩校舎について」と題し、理事長渋谷健一先生より、また、「大学の近況（教学の立場から）」について、学長戸田修三先生より、それぞれ貴重な原稿を戴きました。

また、学員会会长谷村唯一郎先生よりは、この種会報は創刊号ないし、二、三号で姿を消す例が多いのにかかわらず、第四号は益々内容を充実して、継続発刊ができたことに対し深く敬意を表された上、「中大法曹会と中央大學」との関係が、如何に緊密であるかについて、詳細な原稿を戴きました。

本号でユニークと思われるものは、会員有志から、その提言、感想、近況報告等について、比較的多くの原稿を戴くことができたこと、会員名簿の作成ができたことであります。

ただ、右名簿については、短期間に作成したこと、調査の困難性、会員の移動配列の順序等で、正確を欠いた点或は見苦しき点が若干あるかと思われますので、この点予め深くお詫び申し上げる次第です。

第四号が無事に発刊できたことは、偏々に小池幹事長、安藤事務局長を始め編集委員の方々の心からなるご協力の賜と深く感謝する次第です。

（内山 弘記）

中大法曹第4号

昭和五十二年四月十五日 印刷
昭和五十二年四月二十日 発行 (非売品)

發行人 小池金市
發行所 中央大学法曹会
印刷所 株式会社高千穂印刷所
東京都板橋区向原二丁目〇一〇
電話(九五六)六五五〇・六五六四